

官報

号外
昭和四十四年四月二十二日

第六十一回 衆議院會議録 第二十九号

昭和四十四年四月二十二日(火曜日)

議事日程 第二十二号

昭和四十四年四月二十二日
午後二時開議

- 第一 新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案(第五十八回国会、内閣提出)
- 第二 千九百六十八年の国際コーヒ―協定の締結について承認を求めるの件
- 第三 国際水路機関条約の締結について承認を求めるの件
- 第四 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第五 石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

一 国務大臣の演説(沿岸漁業等振興法に基づく昭和四十三年年度年次報告及び昭和四十四年度沿岸漁業等の施策について)

○本日の會議に付した案件

- 皇孫殿下御誕生につき天皇陛下並びに皇太子殿下に祝詞を申し上げるの件
- 日程第一 新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案(第五十八回国会、内閣提出)
- 日程第二 千九百六十八年の国際コーヒ―協定

昭和四十四年四月二十二日 衆議院會議録第二十九号

皇孫殿下御誕生につき天皇陛下並びに皇太子殿下に祝詞を申し上げるの件

の締結について承認を求めるの件

日程第三 国際水路機関条約の締結について承認を求めるの件

日程第四 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

長谷川農林大臣の沿岸漁業等振興法に基づく昭和四十三年年度年次報告及び昭和四十四年度沿岸漁業等の施策についての演説及び質疑

午後三時十九分開議

○議長(石井光次郎君) これより會議を開きます。

皇孫殿下御誕生につき天皇陛下並びに皇太子殿下に祝詞を申し上げるの件

○議長(石井光次郎君) 去る十八日、皇孫殿下が御誕生をされましたことは、全國民とともに私どもの心からお喜び申し上げるところでございます。(拍手)

つきましては、議長は、本院を代表して、慶祝の意を表するため、御命名式当日、天皇陛下並びに皇太子殿下に祝詞を申し上げたいと存じます。これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり、(拍手)

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

日程第一 新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案(第五十八回国会、内閣提出)

○議長(石井光次郎君) 日程第一、新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案を議題といたします。

新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案

右 案 国会に提出する。

昭和四十三年二月二十一日 内閣総理大臣 佐藤 榮作

新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案

新東京国際空港公団法(昭和四十年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「前項」を「第二項又は前項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

第三項の規定により出資の目的とする土地又は土地の定着物の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 前項の評価委員その他同項の規定による評価に關し必要な事項は、政令で定める。

第五項第二項の次に次の一項を加える。

3 政府は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、土地又は土地の定着物を出資の目的として、公団に追加して出資することができる。

この法律は、公布の日から施行する。

附則

理由

新東京国際空港の建設に資するため、新東京国際空港公団に政府が土地又は土地の定着物を出資の目的として追加して出資することができるとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めます。運輸委員会理事阿部喜元君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔阿部喜元君登壇〕

○阿部喜元君 たいまつ議題となりました法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、新東京国際空港の建設に資するため、新東京国際空港公団に対して、政府が土地または土地の定着物を追加して出資することができるとし、土地または土地の定着物が出資された場合における空港公団の資本金に關する規定、出資の目的とする土地等の評価に關する規定その他の関係規定を整備しようとするものであります。

本案は、昭和四十三年二月、第五十八回国会に提出され、四月九日付託、十二日政府から提案理

七六三

昭和四十四年四月二十二日 衆議院會議録第二十九号 千九百六十八年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件外一件

由の説明を聴取し、自來、本委員会において継続審査となつておつたものであります。

今国会においては、二月二十五日、同二十八日質疑を行ない、同日質疑を終了いたしました、その内容は會議録により御承知願います。

かくて、四月十八日、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して内藤良平君から反対の討論が行なわれ、採決の結果、本案は起立多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(石井光次郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 千九百六十八年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件

日程第三 国際水路機関条約の締結について承認を求めるの件

○議長(石井光次郎君) 日程第二、千九百六十八年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件、日程第三、国際水路機関条約の締結について承認を求めるの件、右両件を一括して議題といたします。

千九百六十八年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

昭和四十四年二月二十五日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

千九百六十八年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件

千九百六十八年の国際コーヒー協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

この協定は、千九百六十二年の国際コーヒー協定に継続する協定であつて、世界のコーヒーの需給を調整し、もつて価格を安定させること等を目的とするものであり、わが国がこの協定の当事国となることは、コーヒーを主たる輸出品とする発展途上国の経済発展に対する協力、安定した価格によるコーヒーの輸入必要量の確保等の見地からわが国にとつて望ましいことと考えられる。よつて、この協定を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

千九百六十八年の国際コーヒー協定

前文

この協定の締結は、輸出による収入を得るため、ひいては、社会的及び経済的分野における開発計画を継続するためにコーヒーに大きく依存している多数の国の経済にとつて、この商品が特に重要であることを認め、

コーヒーの市場取引に関する緊密な国際協力が、コーヒー生産国の経済の多角化及び発展を促進し、かつ、このようにして生産者と消費者との間の政治的及び経済的結合の強化に寄与すること

を考慮し、

生産者及び消費者の双方にとつて有害であるところがある生産と消費との間の持続的な不均衡、重圧的な在庫の累積及び顕著な価格変動におもむく傾向が生ずることを予期すべき理由があるものと認め、

そのような事態は、国際的措置を執らない限り、通常の市場の力によつては是正することができないものであることを確信し、また、国際コーヒー理事會が千九百六十二年の国際コーヒー協定について行なつた再交渉に留意して、

次のとおり協定した。

第一章 目的

第一条 目的

この協定の目的は、次のとおりとする。

(1) 公正な価格で、消費者のためにコーヒーの十分な供給を確保し、かつ、生産者のためにコーヒーの市場を確保するように、また、生産と消費との間の長期的均衡をもたらすように、供給と需要との間の妥当な均衡を達成すること。

(2) コーヒーの重圧的な過剰及び過度の価格変動によつて生ずる深刻な困難で生産者及び消費者の双方に不利益となるようなものを軽減すること。

(3) 加盟国において、生産資源の開発並びに雇用及び所得の増加及び維持に寄与し、それにより、公正な賃金、一層高い生活水準及び一層良い労働条件の実現を助けること。

(4) 価格を公正な水準に維持し、かつ、消費を増大させることによつて、コーヒー輸出国の購買力の増大を助けること。

(5) すべての可能な方法によつてコーヒーの消費を奨励すること。

(6) コーヒーの取引と工業製品の市場の経済的安定性との関係を認識し、一般的に、世界のコーヒー問題に関して国際協力を促進すること。

と。

第二章 定義

第二条 定義

この協定の適用上、

(1) 「コーヒー」とは、コーヒー樹の豆及び実(パチメント・コーヒーであるか、生コーヒーであるか、いりコーヒーであるかを問わない。)をいい、ひきコーヒー、カフェイン抜きコーヒー、液状コーヒー及び可溶性コーヒーを含む。これらの語は、次の意味を有する。

(a) 「生コーヒー」とは、いる前の裸豆の状態におけるすべてのコーヒーをいう。

(b) 「コーヒーの実」とは、コーヒー樹の完全な果実をいう。コーヒーの実の生コーヒー相当重量を得るためには、乾燥したコーヒーの実の正味重量を〇・五倍するものとする。

(c) 「パチメント・コーヒー」とは、パチメント皮に包まれた生のコーヒー豆をいう。パチメント・コーヒーの生コーヒー相当重量を得るためには、パチメント・コーヒーの正味重量を〇・八倍するものとする。

(d) 「いりコーヒー」とは、生コーヒーをなんらかの程度までいつたものをいい、ひきコーヒーを含む。いりコーヒーの生コーヒー相当重量を得るためには、いりコーヒーの正味重量を一・一九倍するものとする。

(e) 「カフェイン抜きコーヒー」とは、生コーヒー、いりコーヒー又は可溶性コーヒーでカフェインを除去したものをいう。カフェイン抜きコーヒーの生コーヒー相当重量を得るためには、生コーヒー、いりコーヒー又は可溶性コーヒーの正味重量をそれぞれ一倍、一・一九倍又は三倍するものとする。

- (f) 「液状コーヒー」とは、いりコーヒーから得た水溶性の固形成分を液状にしたものをいう。液状コーヒーの生コーヒー相当重量を得るためには、液状コーヒーに含有されるコーヒーの固形成分の乾燥状態における正味重量を三倍するものとする。
- (g) 「可溶性コーヒー」とは、いりコーヒーから得た乾燥した水溶性の固形成分をいう。可溶性コーヒーの生コーヒー相当重量を得るためには、可溶性コーヒーの正味重量を三倍するものとする。
- (2) 「袋」とは、生コーヒーで六十キログラム又は百三十二・二七六ポンドをい、「トン」とは、キログラムのメートル・トン又は二千二百四・六ポンドをい、また、「ポンド」とは、四百五十三・五九七グラムをいう。
- (3) 「コーヒー年度」とは、十月一日から九月三十日までの一年の期間をいう。
- (4) 「コーヒーの輸出」とは、第三十九条に別段の定めがある場合を除くほか、コーヒーの積出しでそのコーヒーを生産した国の領域からその外に向けて行なうものをいう。
- (5) 「機関」、「理事会」及び「執行委員会」とは、それぞれ、第七条に規定する国際コーヒー機関、国際コーヒー理事会及び執行委員会をいう。
- (6) 「加盟国」とは、締約国、第四条の規定に基づいて本土地域と分離して加盟国であると言された属領又は第五條若しくは第六條の規定に基づいて加盟集団として機関に加盟する二以上の締約国若しくは二以上の属領若しくはその両者をいう。
- (7) 「加盟輸出国」又は「輸出国」とは、それぞれ、コーヒーの純輸出者である加盟国又は国、すなわち、コーヒーの輸出がコーヒーの輸入を上回る加盟国又は国をいう。
- (8) 「加盟輸入国」又は「輸入国」とは、それぞれ、コーヒーの純輸入者である加盟国又は国、すなわち、コーヒーの輸入がコーヒーの輸出を上回る加盟国又は国をいう。

- 国、すなわち、コーヒーの輸入がコーヒーの輸出を上回る加盟国又は国をいう。
- (9) 「加盟生産国」又は「生産国」とは、それぞれ、商業的に見て相当な数量のコーヒーを生産する加盟国又は国をいう。
- (10) 「区分」この単純過半数票とは、出席しかつ投票する加盟輸出国が投票する票の過半数及び出席しかつ投票する加盟輸入国が投票する票の過半数（加盟輸出国及び加盟輸入国の区分ごとにそれぞれ別個に計算する。）にあたる数の票をいう。
- (11) 「区分」この三分の二以上の多数票とは、出席しかつ投票する加盟輸出国が投票する票の三分の二以上の多数及び出席しかつ投票する加盟輸入国が投票する票の三分の二以上の多数（加盟輸出国及び加盟輸入国の区分ごとにそれぞれ別個に計算する。）にあたる数の票をいう。
- (12) 「効力発生の日」とは、別段の定めがある場合を除くほか、この協定が暫定的に又は確定的に効力を生ずる日をいう。
- (13) 「輸出可能生産量」とは、当該コーヒー年度における輸出国のコーヒーの総生産量からその年度における国内消費に充てられる部分を差し引いた数量をいう。
- (14) 「輸出可能数量」とは、当該コーヒー年度における輸出国の輸出可能生産量に過去の年度を通じて累積した在庫量を加えた数量をいう。
- (15) 「輸出権利数量」とは、加盟国がこの協定に基づき輸出することを承認されるコーヒーの数量の合計をい、第四十条の規定に基づき輸出割当使用分に算入しないこととなる輸出を含む。
- (16) 「承認輸出」とは、輸出権利数量の範囲内で実際に行なつた輸出をいう。
- (17) 「許容輸出」とは、承認輸出と第四十条の規定に基づき輸出割当使用分に算入しないこととなる輸出とを合わせたものをいう。

となる輸出とを合わせたものをいう。

第三章 加盟国

第三条 機関の加盟国

(1) 各締約国は、第四条、第五条及び第六条に別段の定めがある場合を除くほか、その属領で第六十五条(1)の規定に基づいてこの協定が適用されるものと合して、機関の単一の加盟国となる。

(2) 加盟国は、理事会が同意する条件に従い、この協定の承認、批准若しくは受諾又はこれへの加入の際にすでに宣言した加盟国としての自国の区分を変更することができる。

(3) 二以上の加盟輸入国が、この協定に参加する方式及び(又は)自国が機関において代表される方式の変更を申請した場合には、理事会は、この協定の他の規定にかかわらず、当該加盟輸入国との協議の後、その変更された方式による参加及び(又は)代表のための条件を決定することができる。

第四条 属領と分離してする加盟

コーヒーの純輸入者である締約国の政府は、いつでも、第六十五条(2)の規定に従つて通告を行なうことにより、コーヒーの純輸出者である属領で自国が指定するものと分離して機関に加盟することを宣言することができる。この場合において、その本土地域は、指定しなかつたその属領と合して単一の加盟国となり、指定したその属領は、当該通告中に示すところに従つて個別に又は集団として、本土地域と分離して加盟国となる。

第五条 機関に加盟する際に形成する加盟集団

(1) コーヒーの純輸出者である二以上の締約国の政府は、それぞれの承認書、批准書、受諾書又は加入書を寄託する際に国際連合事務総長に対して行なう通告及び理事会に対して行なう通告により、自国が加盟集団として機関に参加することを宣言することができる。第六十五条(1)の規定に基づいてこの協定の適用を受けることとなる属領は、その国際関係について責任を有する国の政府が第六十五条(2)の規定に基づいて通告を行なつた場合には、そのような加盟集団の一部となることができる。これらの締約国及び属領は、次の条件を満たすものでなければならない。

- (a) 集団の義務についての責任を個別に及び集団として受諾する意思を宣言すること。
- (b) さらに、理事会に対し、当該集団が共通のコーヒー政策を遂行するために必要な機構を有すること及び当該集団の他の構成員とともにこの協定に基づくその義務を履行する手段を有することについての十分な証拠を提出すること。
- (c) さらに、当該集団が集团的加盟の趣旨に従うことができ、かつ、集团的加盟に伴う集団の義務を履行することができる旨の保証を理事会に与えるように、理事会に対し、次のいずれかについての証拠を提出すること。
- (i) 当該締約国及び属領が、過去の国際コーヒー協定において集団として認められていたこと。
- (ii) 当該締約国及び属領が、次のものを有すること。
- (a) コーヒーに関する共通の又は調整された商業上及び経済上の政策
- (b) 通貨及び財政に関する調整された政策並びにこの政策を遂行するために必要な組織
- (2) 加盟集団は、機関の単一の加盟国となる。ただし、集団の各構成員は、次の規定から生ずるすべての事項に関しては、単一の加盟国として取り扱う。
- (a) 第十二章、第十三章及び第十六章の規定
- (b) 第四章第十條、第十一章及び第十九條の規定
- (c) 第二十章第六十八條の規定
- (3) 加盟集団として加盟する締約国及び属領は、

昭和四十四年四月二十二日 衆議院會議録第二十九号 千九百六十八年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件外一件

七六六

この協定の規定(2)に掲げるものを除く。)から生ずるすべての事項に關して理事会においてそれらを代表する政府又は機構を特定しなければならぬ。

(4) 加盟集團の投票権は、次のとおりとする。

(a) 加盟集團は、個別に機關に加盟する単一の加盟國の基本票と同数の基本票を有する。この基本票は、当該加盟集團を代表する政府又は機構に屬し、これらの政府又は機構が用いる。

(b) (2)に掲げる規定から生ずる事項について投票が行なわれる場合には、加盟集團の構成員は、第十二条(3)の規定によつて自己に屬する票を、各構成員が個々の加盟國である場合と同様に、個別に用いることができる。ただし、基本票は、当該加盟集團を代表する政府又は機構にのみ屬する。

(5) 加盟集團の構成員である締約國又は屬領は、理事会に對する通告によつて、当該加盟集團から脱退し、別個の加盟國となることができる。その脱退は、理事会が当該通告を受領した時に効力を生ずる。構成員が加盟集團からそのように脱退した場合又は構成員が機關からの脱退その他の事情によつて加盟集團の構成員でなくなつた場合には、当該加盟集團の残余の構成員は、理事会に對し、当該加盟集團を維持することを申請することができ、当該加盟集團は、理事会が当該申請を却下しない限り、存続する。加盟集團が解散した場合には、その従来の各構成員は、個別の加盟國となる。加盟集團の構成員でなくなつた加盟國は、この協定の有効期間中再びいかなる加盟集團の構成員となることもできない。

第六条 機關に加盟した後に形成する加盟集團

二以上の加盟輸出國は、この協定が自國について効力を生じた後いつでも、理事会に對し、加盟集團を形成することを申請することができる。理

事会は、当該加盟輸出國が、第五条(1)に定める条件を満たすように、宣言を行ない、かつ、証拠を提出したと認定する場合には、当該申請を承認する。この承認があつた場合には、当該加盟集團は、第五条(2)、(3)、(4)及び(5)の規定の適用を受ける。

第四章 機關及び運用

第七条 國際コーヒー機關の所在地及び構成

(1) 千九百六十二年の國際コーヒー協定に基づいて設立された國際コーヒー機關は、この協定を運用し、かつ、この協定の実施を監督するため、存続する。

(2) 機關の所在地は、理事会が区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で別段の決定を行なわない限り、ロンドンとする。

(3) 機關は、國際コーヒー理事会、執行委員会、事務局長及び職員によつてその機能を営む。

第八条 國際コーヒー理事会の構成

(1) 機關の最高機關は、國際コーヒー理事会とし、理事会は、機關のすべての加盟國で構成する。

(2) 各加盟國は、理事会において、一人の代表及び一人又は二人以上の代表代理によつて代表される。加盟國は、さらに、その代表又は代表代理に同行する顧問を指名することができる。

第九条 理事会の権限及び任務

(1) この協定によつて明示的に与えられるすべての権限は、理事会に屬する。理事会は、この協定を実施するために必要な権限を有し、及びそのために必要な任務を遂行する。

(2) 理事会は、この協定の実施に必要な規則でこの協定に適合するもの(手続規則並びに機關の会計及び職員に關する規則を含む。)を区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で定める。理事会は、その手続規則中に、会合しないで特定の問題について決定を行なうための手続を定めることができる。

(3) 理事会は、また、この協定に基づく任務を遂行するために必要な記録及び望ましいと認めるその他の記録を保管し、並びに年次報告を公表する。

第十条 理事会の議長及び副議長の選挙

(1) 理事会は、各コーヒー年度につき、議長並びに第一副議長、第二副議長及び第三副議長を選挙する。

(2) 原則として、議長及び第一副議長は、加盟輸出國及び加盟輸入國の区分のうちいずれか一方の区分に屬する加盟國の代表の中から選挙し、第二副議長及び第三副議長は、他方の区分に屬する加盟國の代表の中から選挙する。これらの役員は、毎コーヒー年度、両区分の加盟國に交互にふり當てる。

(3) 議長及び議長として行動する副議長は、投票権を有しない。この場合には、代表代理が自國の投票権を行使する。

第十一条 理事会の會議

理事会は、原則として年二回、通常會議を開催する。理事会は、その決定により、特別會議を開催することができる。特別會議は、また、執行委員会、五の加盟國又は少なくとも二百票を有する一若しくは二以上の加盟國が要請する場合にも開催される。會議の通知は、緊急の場合を除くほか、少なくとも三十日前に行なう。會議は、理事会が別段の決定を行なわない限り、機關の所在地において開催する。

第十二条 票數

(1) 加盟輸出國は總體として千票を有し、加盟輸入國は總體として千票を有する。これらの各千票は、(2)から(8)までの規定に従つて、加盟輸出國及び加盟輸入國の各区分内でそれぞれ配分する。

(2) 各加盟國は、五の基本票を有する。ただし、加盟國の各区分内の基本票の數が合計して百五十をこえないことを条件とする。加盟輸出國の數が三十をこえる場合又は加盟輸入國の數が三

十をこえる場合には、当該区分内の各加盟國の基本票の數は、各区分内の基本票の數が合計して百五十以下となるように調整する。

(3) 加盟輸出國の残余の票は、加盟輸出國の間で、各國の基本輸出割当てに比例して配分する。ただし、第五条(2)に掲げる規定から生ずる事項について投票を行なう場合には、加盟集團に配分した残余の票は、当該加盟集團の構成員の間で、当該加盟集團の基本輸出割当て中の各自の持分に比例して配分する。基本輸出割当てを受けなかつた加盟輸出國は、この残余の票の配分を受けない。

(4) 加盟輸入國の残余の票は、加盟輸入國の間で、各國の過去三年間におけるコーヒーの輸入の平均數量に比例して配分する。

(5) 票の配分は、理事会が各コーヒー年度の当初に決定するものとし、(6)に別段の定めがある場合を除くほか、当該年度中効力を有する。

(6) 機關の加盟國に變動がある場合又は加盟國の投票權が第二十五条、第三十八条、第四十五条、第四十八条、第五十四条若しくは第五十九条の規定に基づいて停止され若しくは回復される場合には、理事会は、いつでも、この条の規定に従つて票の再配分の措置を執る。

(7) いかなる加盟國も、四百をこえる數の票を有することとなつてはならない。

(8) 票數は、分數であつてはならない。

第十三条 理事会の投票手続

(1) 各代表は、自己が代表する加盟國のすべての票を投する権利を有するものとし、また、これらの票を分割して投してはならない。ただし、各代表は、(2)の規定に従つて委託された票については、前記の票と別個に用いることができる。

(2) 加盟輸出國は他の加盟輸出國に對し、また、加盟輸入國は他の加盟輸入國に對し、理事会の會合において自國の利益を代表し及び自國の投票權を行使する權限を委任することができる。

この場合には、第十二条(7)に定める制限は、適用しない。

第十四条 理事会の決定

(1) 理事会のすべての決定及び勧告は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、区分ごとの単純過半数票による議決で行なう。

(2) この協定において区分ごとの三分の二以上の多数票による議決を必要とする理事会の措置に關しては、次の手続による。

(a) 三以下の加盟輸出国又は三以下の加盟輸入国の反対票のため区分ごとの三分の二以上の多数票による議決が得られない場合には、当該議案は、出席する加盟国の過半数及び区分ごとの単純過半数票による議決で理事会が行なう決定により、四十八時間以内に再び表決に付する。

(b) 二以下の加盟輸出国又は二以下の加盟輸入国の反対票のため区分ごとの三分の二以上の多数票による議決がなお得られない場合には、当該議案は、出席する加盟国の過半数及び区分ごとの単純過半数票による議決で理事会が行なう決定により、二十四時間以内に再び表決に付する。

(c) 一の加盟輸出国又は一の加盟輸入国の反対票のため区分ごとの三分の二以上の多数票による議決が三回目の表決においても得られない場合には、当該議案は、可決されたものとみなす。

(d) 理事会が議案をその後の表決に付さない場合には、当該議案は、否決されたものとみなす。

(3) 加盟国は、この協定に基づく理事会のすべての決定を拘束力があるものとして受諾することを約束する。

第十五条 執行委員会の構成

(1) 執行委員会は、第十六条の規定に従つて毎コーヒー年度選挙される八の加盟輸出国及び八の加盟輸入国で構成する。構成国は、再選され

ることが出来る。

(2) 執行委員会の各構成国は、一人の代表及び一人又は二人以上の代表代理を任命する。

(3) 執行委員会の議長は、理事会が毎コーヒー年度任命するものとし、また、再任されることが出来る。議長は、投票権を有しない。代表が議長に任命された場合には、代表代理が代表に代わつて投票権を有する。

(4) 執行委員会は、通常、機関の所在地において会合するが、その他の場所においても会合することが出来る。

第十六条 執行委員会の構成国の選挙

(1) 執行委員会の構成輸出国及び構成輸入国は、理事会において、加盟輸出国及び加盟輸入国の区分ごとに選挙される。区分ごとの選挙は、(2)から(7)までの規定に従つて行なう。

(2) 加盟国は、第十二条の規定に基づいて自国に属するすべての票を単一の候補に投ずる。加盟国は、第十三条(2)の規定に従つて委託された票は他の候補に投ずることが出来る。

(3) 最も多数の票を獲得した八の候補を当選国とする。ただし、いかなる候補も、一回目の投票においては、少なくとも七十五票を獲得しない限り、当選国とされることはない。

(4) 一回目の投票において(3)の規定に従つて八未満の候補が当選した場合には、投票を繰り返すものとし、その投票においては、当選したいずれの候補にも票を投じなかつた加盟国のみが投票権を有する。二回目以後の各回の投票においては、当選のために必要な最少限の票数は、八の候補が当選するまで、毎回五ずつ減ずるものとする。

(5) 当選したいずれの加盟国にも票を投じなかつた加盟国は、(6)及び(7)の規定に従うことを条件として、当選した加盟国中のいずれか一国に自国の票を委託する。

(6) 加盟国は、当選した際にもともと自国に投じられた票及び当選した後自国に委託された票を

与えられたものとする。ただし、当選したいずれの加盟国についても、その票数の合計は、四百九十九をこえることとなつてはならない。

(7) 当選した加盟国に与えられたものとされる票の数が四百九十九をこえることとなる場合には、当該当選した加盟国に票を投じ又は委託した他の加盟国は、相互間の取決めににより、そのうち一又は二以上のものが当該当選した加盟国から票を撤回し、その票を他の当選した加盟国に委託することとし、このようにして、当該当選した各加盟国に与えられる票の数が四百九十九をこえないこととなるようにする。

第十七条 執行委員会の権限

(1) 執行委員会は、理事会に対して責任を負い、その一般的指示の下に活動する。

(2) 理事会は、区分ごとの単純過半数票による議決で、次の権限以外の権限の一部又は全部の行使を執行委員会に委任することが出来る。

(a) 第二十四条の規定に基づき、運営予算を承認し、及び分担金の額を決定すること。

(b) 第三十五条(3)及び第三十七条の規定に基づいて行なう調整の場合を除くほか、この協定に基づいて輸出割当てを決定すること。

(c) 第四十五条又は第五十九条の規定に基づいて加盟国の投票権を停止すること。

(d) 第四十八条の規定に基づいて各国及び世界の生産目標を決定し、又は修正すること。

(e) 第四十九条の規定に基づいて在庫に關する政策を決定すること。

(f) 第五十七条の規定に基づいて加盟国の義務を免除すること。

(g) 第五十九条の規定に基づき、紛争について決定を行なうこと。

(h) 第六十三条の規定に基づいて加入のための条件を決定すること。

(i) 第六十七条の規定に基づき、加盟国の脱退を要求することを決定すること。

(j) 第六十九条の規定に基づき、この協定の有

効期間を延長し、又はこの協定を終了させること。

(k) 第七十条の規定に基づき、加盟国に対して改正を勧告すること。

(3) 理事会は、いつでも、区分ごとの単純過半数票による議決で、執行委員会に対するいずれかの権限の委任を取り消すことができる。

第十八条 執行委員会の投票手続

(1) 執行委員会の各構成国は、自国が第十六条(6)及び(7)の規定に基づいて与えられたすべての票を投ずる権利を有する。代理投票は、許されない。構成国は、これらの票を分割して投ずることが出来ない。

(2) 執行委員会が執るいかなる措置も、理事会が当該措置を執る場合と同様の多数による議決を必要とする。

第十九条 理事会及び執行委員会の定足数

(1) 理事会のいかなる会合においても、定足数は、過半数の加盟国でその票数の合計が加盟輸出国及び加盟輸入国の区分ごとにその総票数の三分の二の多数にあたるものと数とする。理事会の会期の第一日として予定された日に定足数が得られない場合は、理事会の会期中続けて三回の会合において定足数が得られない場合には、理事会は、七日後に開催するものとし、その際の定足数及び当該会期の残余の期間中の定足数は、過半数の加盟国でその票数の合計が加盟輸出国及び加盟輸入国の区分ごとにその総票数の単純過半数にあたるものと数とする。第十三条(2)の規定に基づいて代表される加盟国は、出席しているものとみなす。

(2) 執行委員会のいかなる会合においても、定足数は、過半数の構成国でその票数の合計が加盟輸出国及び加盟輸入国の区分ごとにその総票数の三分の二の多数にあたるものと数とする。

第二十条 事務局長及び職員

(1) 理事会は、執行委員会の勧告に基づいて事務

昭和四十四年四月二十二日 衆議院會議録第二十九号 千九百六十八年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件外一件

七六八

局長を任命する。事務局局長の任命の条件は、理事會が定めるものとし、類似の政府間機關の相當する職員に適用する条件と権衡を失しないものでなければならぬ。

(2) 事務局局長は、機關の首席の管理職員であり、また、この協定の運用に關し、自己に屬する任務の遂行について責任を負ふ。

(3) 事務局局長は、理事會が定める規則に従つて職員を任命する。

(4) 事務局局長及びいずれの職員も、コーヒー産業、コーヒーの取引又はコーヒーの輸送について金銭上の利害關係を有してはならない。

(5) 事務局局長及び職員は、その任務の遂行にあつて、いずれの加盟國からも、また、機關外のいかなる他の當局からも指示を求め又は受けてはならない。事務局局長及び職員は、機關に對してのみ責任を負う國際的職員としての立場を損ずるおそれのあるいかなる行動をも差し控えるものとする。各加盟國は、事務局局長及び職員の責任の持つばら國際的な性質を尊重すること並びにこれらの者に對しその責任の遂行について影響を及ぼさうとしないことを約束する。

第二十一条 他の機關との協力
理事會は、國際連合、その專門機關その他の適當な政府間機關との協議及び協力のために望ましいすべての措置を執ることが出来る。理事會は、これらの機關その他コーヒーに關係のあるいずれかの機關に對し、理事會の會合にオブザーバーを送るよう招請することが出来る。

第五章 特權及び免除
第二十二條 特權及び免除
(1) 機關は、法人格を有する。機關は、特に、契約を締結し、動産及び不動産を取得し及び処分し、並びに訴えを提起する能力を有する。

(2) 機關の本部が所在する國の政府(以下「接受政府」といふ)は、機關並びにその事務局局長及び職員並びに任務の遂行のために接受政府の領域に滞在している加盟國の代表につき、その地位、特權及び免除に關する協定で理事會が承認するものをできる限りすみやかに機關と締結するものとする。

(3) (2)にいう協定は、この協定とは別個のものとし、その終了のための条件を規定する。

(4) 接受政府は、(2)にいう協定に基づき租税について別段の措置を執らない限り、次のことを行なう。

(a) 機關がその被用者に支払う報酬に對する課税を免除すること。ただし、この免除は、接受國の國民には適用することを要しない。

(b) 機關の資産、収入その他の財産に對する課税を免除すること。

(5) 機關は、(2)にいう協定が承認された後、國際コーヒー協定の機能が適正に営まれるために必要な特權及び免除に關する協定で理事會が承認するものを他の加盟國と締結することが出来る。

第六章 會計

第二十三條 會計

(1) 理事會に對する代表團、執行委員會に對する代表及び理事會又は執行委員會に屬する委員會における代表の費用は、各自の政府が支弁する。

(2) この協定の運用に必要なその他の費用は、第二十四條の規定に従つてその額が決定される加盟國からの年次分担金により支弁する。もつとも、理事會は、特定の役務について手数料を徴収することが出来る。

(3) 機關の會計年度は、コーヒー年度と同一とする。

第二十四條 予算の決定及び分担金の額の決定
(1) 理事會は、各會計年度の下半期において、次の會計年度の機關の運営予算を承認し、かつ、当該運営予算に係る各加盟國の分担金の額を決定する。

(2) 各會計年度の運営予算に係る各加盟國の分担金の額は、当該各會計年度の運営予算が承認された時点において当該各加盟國の票數がすべての加盟國の票數の合計中に占める割合に比例するものとする。ただし、分担金の額が決定される會計年度の当初に加盟國間の票の配分が第十二條(5)の規定に従つて変更される場合には、当該分担金の額は、当該年度につき、その変更に応じて調整する。分担金の額の算定にあつては、各加盟國の票數は、いずれかの加盟國の投票權の停止又はそれから生ずる票の再配分を考慮しないで計算する。

(3) この協定の効力發生の日の後に機關に加盟する加盟國の最初の分担金の額は、当該加盟國が有することとなる票の數及び当該會計年度の残余の期間を基礎として、理事會が決定する。この場合において、当該會計年度における他の加盟國の分担金の額は、変更しない。

第二十五條 分担金の支払
(1) 各會計年度の運営予算に係る分担金は、自由に交換することが出来る通貨で支払うものとし、その支払の義務は、当該會計年度の最初の日に生ずる。

(2) いずれかの加盟國が分担金の支払の義務が生ずる日から六箇月以内に運営予算に係る分担金の全額を支払わない場合には、理事會における投票權及び執行委員會においてその票を投じさせる權利は、当該分担金が支払われる時まで停止される。ただし、当該加盟國は、理事會が区分ごとの三分の二以上の多數票による議決で決定する場合を除くほか、この協定に基づくその他のいづれの權利をも奪われ、又はこの協定に基づくいづれの義務をも免除されることはない。

(3) 加盟國は、(2)、第三十八條、第四十五條、第四十八條、第五十四條又は第五十九條の規定に基づいて投票權を停止された場合においても、なお、その分担金を支払う責任を負ふ。

第二十六條 會計の検査及び公表
獨立の専門家による會計検査を了した各會計年度の機關の収支計算書は、当該各會計年度の終了後できる限りすみやかに、承認及び公表のために理事會に提出する。

第七章 輸出の規制
第二十七條 加盟國による一般的約束
(1) 加盟國は、第一條特に同條(4)に定める目的が達成されるようにその通商政策を運用することを約束する。加盟國は、その社会的及び經濟的進歩のための計画を遂行することに伴う外貨の必要に應じさせるためコーヒーの輸出から生ずる實質的收入を漸進的に増加するような態様で、この協定を実施することが望ましいことに同意する。

(2) 加盟國は、この章に規定する輸出割当ての決定その他この協定の実施によつて前記の目的を達成するため、コーヒーの價格の一般的水準が千九百六十二年における一般的水準を下回らないことを確保する必要があることに同意する。

(3) 加盟國は、さらに、公正であり、かつ、消費の望ましい増大を妨げない價格を消費者のために確保することが望ましいことに同意する。

第二十八條 基本輸出割当て
輸出國は、千九百六十八年十月一日から、附屬書Aに定める基本輸出割当てを有する。

第二十九條 加盟集團の基本輸出割当て
附屬書Aに掲げる二以上の國が第五條の規定に従つて加盟集團を形成する場合には、附屬書Aに定めるこれらの國の基本輸出割当てを合計し、その合計を、この章の規定の適用上、單一の基本輸出割当てとして取り扱う。

第三十條 年間輸出割当ての決定
(1) 理事會は、各コーヒー年度の始まる日の少なくとも三十日前に、三分の二以上の多數票による議決で、翌コーヒー年度につき、全世界の輸入及び輸出の見積り並びに非加盟國からの推定される輸出の見積りを採択する。

(2) 理事會は、(1)の見積りを勘案して、遲滞なく

すべての加盟輸出国について年間輸出割当てを決定する。この各年間輸出割当ては、附属書Aに定める基本輸出割当てに対して互いに同一の百分率となるようにするものとする。ただし、年間輸出割当てにつき第三十一条(2)の規定の適用を受ける加盟輸出国については、この限りでない。

第三十一条 基本輸出割当て及び年間輸出割当てに関する追加規定

(1) 過去三年間におけるコーヒーの承認輸出の年平均が十万袋に達しなかつた加盟輸出国は、基本輸出割当てを受けないものとし、このような加盟輸出国の年間輸出割当ては、(2)の規定に従つて算定する。このような加盟輸出国の年間輸出割当てが十万袋に達した場合に、理事会は、その加盟輸出国について基本輸出割当てを設定する。

(2) 基本輸出割当てを受けなかつた各加盟輸出国は、附属書Aの注2に別段の定めがある場合を除くほか、千九百六十八年一千九百六十九年コーヒー年度につき、附属書Aの注1に定める年間輸出割当てを有する。この年間輸出割当ては、その後の各年度については、(3)の規定に従うことを条件として、(1)に規定する十万袋の限度に達する時まで、前記の最初の年間輸出割当ての十パーセントずつ増加する。

(3) (2)の各加盟輸出国は、理事会のための情報として、毎年おそくとも七月三十一日までに、事務局長に対し、翌コーヒー年度中に輸出割当てを使用して輸出することができると予想するコーヒーの数量を通告する。このように示された数量は、翌コーヒー年度分の当該加盟輸出国の年間輸出割当てとなる。ただし、その数量は、(2)に定める許容増加率をこえて増加してはならない。

(4) 基本輸出割当てを受けなかつた加盟輸出国も、第二十七条、第二十九条、第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十八条及び第四十

条の規定の適用を受ける。

(5) 国際連合との信託統治協定に基づいて施政が行なわれている信託統治地域で施政権者以外の国に対する年間輸出が十万袋をこえないものは、その年間輸出が十万袋をこえない限り、この協定中の輸出割当てに関する規定の適用を受けない。

第三十二条 四半期輸出割当ての決定

(1) 理事会は、年間輸出割当てを決定した後直ちに、当該コーヒー年度を通じて供給が必要見積りと妥当な均衡を保つように、各加盟輸出国について四半期輸出割当てを決定する。

(2) 四半期輸出割当ては、当該コーヒー年度分の各加盟輸出国の年間輸出割当ての二十五パーセントにできる限り近く決定するものとする。いずれの加盟輸出国も、コーヒー年度の最初の四半期に年間輸出割当ての三十パーセント、最初の二の四半期に六十パーセント、また、最初の三の四半期に八十パーセントをこえて輸出することは許されない。いずれかの四半期分の加盟輸出国の輸出が当該四半期分の当該加盟輸出国の輸出割当てに達しない場合には、当該輸出割当て使用分を当該コーヒー年度中の次の四半期分の当該加盟輸出国の輸出割当てに加算する。

第三十三条 年間輸出割当ての調整

理事会は、市場の状況によつて必要である場合には、輸出割当ての実情を再検討し、第三十条(2)の規定に基づいて決定された基本輸出割当てに対する百分率を変更することができる。この場合において、理事会は、加盟輸出国の予想される輸出割当て使用分を考慮に入れる。

第三十四条 輸出割当て不使用分の通告

(1) 加盟輸出国は、当該コーヒー年度分の輸出割当ての全量輸出するために十分なコーヒーを保有しているかどうかを、当該コーヒー年度中できる限りすみやかに(おそくとも当該コーヒー年度の入荷月目の月の末日までに)及び理事会が定める一層おそい日に、理事会に通告す

ることを約束する。

(2) 理事会は、第三十三条の規定に従つて輸出割当ての水準を調整するかどうかを決定するにあたり、(1)の通告を考慮に入れる。

第三十五条 四半期輸出割当ての調整

(1) 理事会は、この条に規定する場合に、第三十二条(1)の規定に基づき各加盟輸出国について決定した四半期輸出割当てを変更する。

(2) 理事会が第三十三条の規定に従つて年間輸出割当てを変更する場合には、その変更は、当該コーヒー年度の当該四半期分の輸出割当て、当該四半期分及び残余の四半期分の輸出割当て又は残余の四半期分の輸出割当てに反映しなければならぬ。

(3) 理事会は、(2)に規定する調整のほか、市場の状況によつて必要であると認める場合には、年間輸出割当てを変更することなく、当該コーヒー年度の当該四半期分及び残余の四半期分の輸出割当ての間で調整を行なうことができる。

(4) 加盟輸出国が、例外的事情のため、第三十二条(2)に規定する制限によつてその経済に重大な損害を受けるおそれがあると認める場合には、理事会は、当該加盟輸出国の要請により、第五十七条の規定に基づく適当な措置を執ることができ、当該加盟輸出国は、当該損害について十分な保証を行なわなければならない。ただし、理事会は、いかなる場合にも、当該コーヒー年度の最初の四半期に年間輸出割当ての三十五パーセント、最初の二の四半期に六十五パーセント、また、最初の三の四半期に八十五パーセントをこえて輸出することを加盟輸出国に対して承認してはならない。

(5) すべての加盟国は、短期間に生ずる価格の著しい上昇又は下落が、価格の基本的動向を不当にゆがめ、生産者及び消費者の双方に深刻な不安をもたらし、かつ、この協定の目的の達成を危うくするおそれがあるものであることを認め

る。したがつて、短期間に価格の一般的水準がそのように変動する場合には、加盟国は、理事会の会合を要請することができ、理事会は、区分ごとの単純過半数票による議決で、その時に有効な四半期輸出割当ての全体の水準を変更することができる。

(6) 理事会は、価格の一般的水準の急激かつ異常な上昇又は下落が輸入者間、輸出者間又はその双方間の協定によるコーヒー市場の人為的操作に基因するものであると認定する場合には、単純過半数票による議決で、その時に有効な四半期輸出割当ての全体の水準を再変更するためにいかなる是正措置を執るべきかを決定する。

第三十六条 輸出割当ての調整のための手続

(1) 年間輸出割当ては、第三十一条及び第三十七条に別段の定めがある場合を除くほか、各加盟輸出国の基本輸出割当てに同一の百分率を乗ずることにより、決定し及び調整する。

(2) 第三十五条(2)、(3)、(5)及び(6)の規定に基づきすべての四半期輸出割当てに対して行なわれる一般の変更は、理事会が定める適当な規則に従い、各加盟輸出国の四半期輸出割当てについて比例的に適用される。この規則は、各加盟輸出国の年間輸出割当てのうち当該加盟輸出国が当該コーヒー年度の各四半期においてすでに輸出し又は輸出の権利を有する数量の各百分率を考慮して定める。

(3) 第三十条、第三十二条、第三十三条及び第三十五条の規定に基づく年間輸出割当て及び四半期輸出割当ての決定及び調整についての理事会のすべての決定は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で行なう。

第三十七条 輸出割当ての調整のための追加規定

(1) 理事会は、第三十条に規定する全世界の輸入及び輸出の見積りに従つて年間輸出割当てを決

昭和四十四年四月二十二日 衆議院會議録第二十九号 千九百六十八年の國際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件外一件

七七〇

定するほか、次のことを確保するように努力するものとする。

- (a) 消費者がその必要とする種類のコーヒーを入手することができること。
- (b) 各種のコーヒーの価格が公正であること。
- (c) 短期間に急激な価格変動が生じないこと。
- (2) (1)に掲げる目的を達成するため、理事会は、第三十六条の規定にかかわらず、主たる種類のコーヒーの価格の動きに応じて年間輸出割当て及び四半期輸出割当てを調整するための制度を採用することができる。このように設定された制度の下で年間輸出割当てを削減することができる限度は、理事会が、毎年、五パーセントをこえない範囲で定める。この制度のため、理事会は、各種のコーヒーについて価格差及び価格帯を設定することができる。この場合において、理事会は、特に価格動向を考慮に入れる。
- (3) (2)の規定に基づく理事会の決定は、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で行なう。
- 第三十八条 輸出割当ての遵守
- (1) 輸出割当てによる規制を受ける加盟輸出国は、この協定中の輸出割当てに関連するすべての規定の完全な遵守を確実にするために必要な措置を執らなければならない。理事会は、みずから執ることのある措置のほかに、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、加盟輸出国に対し、この協定に定める輸出割当て制度を効果的に遂行するための追加的措置を執ることを要請することができる。
- (2) 加盟輸出国は、自国の年間輸出割当て及び四半期輸出割当てをこえて輸出してはならない。
- (3) 加盟輸出国がいずれかの四半期分の自国の輸出割当てをこえて輸出した場合には、理事会は、当該加盟輸出国のその後の輸出割当てから、当該超過分の百十パーセントに相当する数量を削減する。
- (4) 加盟輸出国がこの協定の有効期間中に再びその四半期輸出割当てをこえて輸出した場合に

は、理事会は、当該加盟輸出国のその後の輸出割当てから、合計して当該超過分の二倍に相当する数量を削減する。

- (5) 加盟輸出国がこの協定の有効期間中に三回以上その四半期輸出割当てをこえて輸出した場合に、理事会は、(4)に規定する削減と同様の削減を行なうものとし、また、当該加盟輸出国の投票権は、理事会が第六十七条の規定に従い当該加盟輸出国に対して機関から脱退することを要求する措置を執るかどうかを決定する時まで、停止される。
- (3)、(4)及び(5)に規定する輸出割当ての削減並びに(5)に規定する追加的措置は、理事会が必要なる情報を得た後でできる限りすみやかに、その定める規則に従って執るものとする。

第三十九条 属領からのコーヒーの積出

- (1) 加盟輸出国の属領からその本土地域又は他の属領に向けて行なわれるコーヒーの積出して当該本土地域若しくは当該他の属領又は当該加盟輸出国のその他の属領における国内消費のためのものは、(2)に別段の定めがある場合を除くほか、コーヒーの輸出とはみなされず、輸出割当てによるいかなる制限をも受けない。ただし、当該加盟輸出国が、再輸出の統制につき、及び自国の本土地域と属領との間の特殊な関係から生ずるその他の事項でこの協定の実施に関連している理事会が認定するものにつき、理事会にとつて満足すべき取極を締結することを条件とする。
- (2) もつとも、加盟国とその属領であつて第四条又は第五条の規定に従い本土地域と分離して機関の加盟国又は加盟集団の構成員となつたものとの間のコーヒーの取引は、この協定の適用上、コーヒーの輸出として取り扱ふ。

第四十条 輸出割当て使用分に算入しない輸出

- (1) 一人当たりの消費量が現在少ないが将来著しく増大する可能性がある世界の特定の地域におけるコーヒーの消費の増大を容易にするため、附属書Bに掲げる国に対する輸出は、(2)(f)に別段の定めがある場合を除くほか、輸出割当て使用分に算入しない。理事会は、毎年、附属書Bからいずれかの国を削除すべきかどうか又は同附属書にいずれかの国を追加すべきかどうかを決定するために同附属書を検討するものとすし、その決定に従つて措置を執ることができる。

- (2) 附属書Bに掲げる国に対する輸出については、次の規定を適用する。

- (a) 理事会は、附属書Bに掲げる国におけるコーヒーの消費の増大について前コーヒー年度に得られた結果を検討し、かつ、振興運動及び通商取極の推定される効果を考慮した後、毎年、これらの国の国内消費のための輸入の見積りを作成する。理事会は、当該コーヒー年度中はその見積りを修正することができる。附属書Bに掲げる国に対する加盟輸出国の輸出は、合計して、理事会が決定した数量を上回つてはならないものとし、そのため、機関は、附属書Bに掲げる国に対する最近の輸出を加盟輸出国に常時通報しておく。
- (b) 加盟輸出国は、各月における附属書Bに掲げる国に対するすべての輸出を、その月の末日から三十日以内に、機関に通報する。
- (c) 加盟国は、機関が附属書Bに掲げる国へのコーヒーの流入を監視することを助けるため及びこれらの国においてこのコーヒーが消費されることを確保するため、機関が必要とする統計その他の情報を提供する。
- (d) 加盟輸出国は、附属書Bに掲げる国による伝統的市場に対するコーヒーの再輸出を防止するための規定を現行の通商取極に取り入れるため、できる限りすみやかに当該現行の通商取極について再交渉するように努力するものとする。加盟輸出国は、また、すべての新

しい通商取極及び通商取極が適用されないすべての新しい売渡契約(民間貿易業者と交渉したものであるか政府機関と交渉したものであるかを問わない)に、同様の規定を取り入れる。

- (d) 加盟輸出国は、附属書Bに掲げる国に対する輸出の監視を常に維持するため、これらの国向けのすべてのコーヒー袋に「新市場の文言を明示し、また、附属書Bに掲げられていない国に対する再輸出又は転送の防止についての適当な保証を要求する。理事会は、このため、適当な規則を定めることができる。附属書Bに掲げる国以外のすべての加盟国は、附属書Bに掲げる国以外の国から直接に積み出され若しくは転送されたコーヒーの積荷、附属書Bに掲げる国以外の国から直接に積出するものであることの証拠が袋若しくは輸出に関する書類に示されているコーヒーの積荷又は附属書Bに掲げる国を仕向地として表示する証明書を伴い若しくは「新市場」の文言が示されているコーヒーの積荷の自国への搬入を例外なくすべて禁止する。
- (e) 理事会は、附属書Bに掲げる国におけるコーヒー市場の発展について得られた結果に関する詳細な報告書を毎年作成する。
- (f) 加盟輸出国が附属書Bに掲げる国に輸出したコーヒーが附属書Bに掲げられていない国に対して再輸出され又は転送された場合には、理事会は、再輸出され又は転送されたコーヒーの数量に相当する数量を当該加盟輸出国の輸出割当て使用分に算入するものとし、また、さらに、その定める規則に従つて、第三十八条(4)の規定を適用することができる。当該附属書Bに掲げる国から再び再輸出が行なわれた場合には、理事会は、その事実を調査し、かつ、必要と認めるときはいつでも、附属書Bからその国を削除することができる。

(3) 人間による飲料又は食料品としての消費以外のなんらかの目的のために工業的加工に供する原料としてのコーヒー豆の輸出は、輸出割当使用分に算入しない。ただし、当該コーヒー豆が実際に前記の目的のために使用される旨の十分な情報を加盟輸出国が理事会に提供することを条件とする。

(4) 理事会は、加盟輸出国の申請があつた場合には、当該加盟輸出国が人道的目的その他の非商業的目的のために行なつたコーヒーの輸出を当該加盟輸出国の輸出割当使用分に算入しないことを決定することができる。

第四十一条 地域内及び地域間の価格取極

(1) 加盟輸出国間に締結される地域内及び地域間の価格取極は、この協定の一般的目的に適合するものでなければならず、また、理事会に登録されるものとする。これらの取極は、生産者及び消費者の双方の利益並びにこの協定の目的を考慮に入れたものでなければならぬ。これらの取極の一方がこの協定の目的に適合しない結果をもたらすおそれがあると認める加盟国は、理事会が次の会期において関係加盟国と当該取極について討議することを要請することができる。

(2) 理事会は、加盟国及びその参加している地域的機関との協議において、当該加盟国がその価格政策を通じコーヒーの各種の等級及び品質に応じ維持するように努力すべき価格差を勧告することができる。

(3) (2)の規定に基づく勧告に従つて価格差が採用されている等級及び品質のコーヒーにつき短期間に急激な価格変動が生じた場合には、理事会は、その事態を是正するための適当な措置を勧告することができる。

第四十二条 市場動向の調査

理事会は、この協定に定める輸出割当制度を通じて得られた結果を考慮に入れて価格政策を勧告するため、コーヒーの市場動向を絶えず調査する。

る。

第八章 原産地証明書及び再輸出証明書
第四十三条 原産地証明書及び再輸出証明書

明書

(1) 加盟国によるその領域において生産されたコーヒーの輸出には、当該加盟国が選定し及び機関が承認した資格のある団体によつて発行される有効な原産地証明書で理事会が定める規則に適合するものを必要とする。当該加盟国は、それぞれ、必要とする証明書の謄本の数を決定し、また、証明書の各原本及びそのすべての謄本に一連番号を附する。理事会が別段の決定を行なわないう限り、証明書の原本は、輸出に關する書類に添附するものとし、その謄本一部は、直ちに、当該加盟国が機関に送付する。もつとも、非加盟国に対するコーヒーの輸出のために発行された証明書の原本は、当該加盟国が直接に機関に送付する。

(2) 加盟国によるコーヒーの再輸出には、当該加盟国が選定し及び機関が承認した資格のある団体によつて発行される有効な再輸出証明書であつて、そのコーヒーがこの協定に従つて輸入されたことを証明し、かつ、理事会が定める規則に適合するものを必要とする。当該加盟国は、それぞれ、必要とする証明書の謄本の数を決定し、また、証明書の各原本及びそのすべての謄本に一連番号を附する。理事会が別段の決定を行なわないう限り、再輸出証明書の原本は、再輸出に關する書類に添附するものとし、その謄本一部は、直ちに、再輸出する当該加盟国が機関に送付する。もつとも、非加盟国に対するコーヒーの再輸出のために発行された証明書の原本は、直接に機関に送付する。

(3) 各加盟国は、(1)及び(2)の規定を適用させ並びに(1)及び(2)に規定する任務を遂行させるために選定した政府機関又は非政府団体の名称を機関に通告する。機関は、非政府団体がこの協定に基づいて定められる規則に従つて加盟国の責任

を果たすための能力及び意思を有していることにつき、当該加盟国が十分な証拠を提出した場合に、当該非政府団体を明示的に承認する。理事会は、理由がある場合にはいつでも、特定の非政府団体を認めることができなくなつたことを宣言することができる。理事会は、いつでも、原産地証明書及び再輸出証明書が発行されかつ正しく使用されていることを確認し、かつ、各加盟国が輸出したコーヒーの数量を確認することができるよう、直接に、又は国際的に認められた世界的な組織を通じてすべての必要な措置を執る。

(4) (3)の規定に基づき証明を行なう団体として承認された非政府団体は、発行した証明書の記録及びその発行の基礎となつた事項の記録を二年以上の期間保管する。非政府団体は、(3)の規定に基づき証明を行なう団体として承認されるためには、機関がいつでも当該記録を審査することができるよう、このことにかんして同意しなければならない。

(5) 加盟国は、他の加盟国から積み出されるコーヒーで理事会が定める規則に従つて発行された有効な原産地証明書及び再輸出証明書を添えていないものについては、それが直接に輸入されるか非加盟国を通じて輸入されるかを問わず、その搬入を禁止する。

(6) 理事会が決定する形態をもつた少量のコーヒー又は船舶、航空機その他の国際交通機関内において直接に消費されるコーヒーについては、(1)及び(2)の規定は、適用しない。

第九章 加工コーヒー

第四十四条 加工コーヒーに關する措置
いづれの加盟国も、他の加盟国に対する輸出及び再輸出に影響を及ぼす政府の措置であつて、当該他の加盟国との関連において全体として生コーヒーよりも加工コーヒーに一層有利な差別的取扱ひとなるものを執つてはならない。この規定の適用にあたり、加盟国は、次のこと

に妥当な考慮を払ふことができる。

(a) 附属書Bに掲げる国の市場における特別の事情

(b) 各種の形態のコーヒーの輸入又は再輸出に關する加盟輸入国による差別的取扱ひ

(2)(a) 加盟国は、(1)の規定が遵守されていないと認める場合には、その苦情を、自国の意見の理由に關する詳細な報告及び執られるべきであると認める措置の説明とともに、書面によつて事務局長に通告することができる。事務局長は、その旨を、苦情を申し立てられた加盟国に直ちに通報し、その意見を求める。事務局長は、関係加盟国に対し相互に満足すべき解決に達するよう勧奨し、かつ、できる限りすみやかに理事会に対して詳細な報告(苦情を申し立てた加盟国が執られるべきであると認める措置及び苦情を申し立てられた加盟国の意見を含む)を行なう。

(b) 事務局長が通告を受領した後三十日以内に解決に達しなかつた場合には、事務局長は、通告を受領した後四十日以内に仲裁委員会を設置する。同委員会は、次の者で構成する。

(i) 苦情を申し立てた加盟国が指名する者一人
(ii) 苦情を申し立てられた加盟国が指名する者一人
(iii) 関係加盟国が相互に合意して指名し、又は、そのような合意が成立しない場合には、(1)及び(2)の規定に基づいて指名される者二人が相互に合意して指名する議長一人

(c) 事務局長が(a)に規定する通告を受領した後四十五日以内に仲裁委員会はいずれかの構成員が決定されない場合には、理事会の議長は、その後十日以内に、関係加盟国と協議した後、決定されていない構成員を任命する。

(d) 仲裁委員会のいずれの構成員も、当該事案に關係がある政府の公務員であつてはならず、また、当該事案の結果にいかなる利害關係

係をも有しない者でなければならぬ。

(e) 関係加盟国は、仲裁委員会の作業を容易にし、また、関係があるすべての情報を提供する。

(f) 仲裁委員会は、設置された後三週間以内に、利用することができるすべての情報に基づき、差別的取扱いが存在するかどうか及び、存在する場合に、その程度を認定する。

(g) すべての問題に関する仲裁委員会の決定は、必要な場合には、実質的事項であるか手続的事項であるかを問わず、過半数票による議決で行なう。

(h) 事務局長は、仲裁委員会の結論を直ちに関係加盟国に通告し、かつ、理事会に通報する。

(i) 仲裁委員会の費用は、機関の運営予算から支出する。

(3)(a) 差別的取扱いが存在すると認定された場合には、関係加盟国は、仲裁委員会の結論に従つて事態を是正するため、その結論の通告を受けた後三十日の期間を与えられる。当該加盟国は、理事会に対し、自国が執ろうとする措置を通報する。

(b) 苦情を申し立てた国は、前記の期間が経過した後においても事態が是正されていないと認める場合には、理事会に通報した後、対抗措置を執ることができる。この対抗措置は、仲裁委員会が認定した差別的取扱いに對抗するために必要な限度をこえるものであつてはならず、また、当該差別的取扱いが存在する期間をこえて存続してはならない。

(c) 関係加盟国は、理事会に対し、自国が執つていける措置を常に通報しておく。

(4) 加盟国は、対抗措置を執るにあたり、開発途上にある国が特に工業化及び製品輸出によつてその経済の基盤を拡大するための政策を実施することの必要性に妥当な考慮を払うことを約束する。

し、また、そのような状況にあるすべての加盟国にこの条の規定が公正に適用されることを確保するために必要な措置を執ることを約束する。

(5) この条のいずれの規定も、加盟国が理事会に対しこの条の規定の適用を受ける問題を提起し又は第五十八条若しくは第五十九条の規定を適用することを妨げるものと解してはならない。もつとも、この提起又は適用は、関係加盟国の同意がない限り、この条の規定に基づいて開始されたいかなる手続をも中断するものではなく、また、当該問題について第五十九条の規定に基づく手続が完了していない限り、この条の規定に基づく手続が開始されることを妨げるものではない。

(6) この条に定める期限は、関係加盟国の合意によつて変更することができる。

第十章 輸入の規制

第四十五条 輸入の規制

(1) 各加盟国は、非加盟国である輸出国がその輸出を加盟国の犠牲において増加することを防ぐため、非加盟国である輸出国において生産されるコーヒーの年間輸入量を、千九百六十年、千九百六十一年及び千九百六十二年の三暦年度における非加盟国からのコーヒーの輸入の年平均以下に制限する。

(2) 理事会は、この協定の目的を達成するために必要であると認める場合には、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、(1)に規定する数量制限を停止し、又は変更することができる。

(3) 理事会は、非加盟国原産のコーヒーの許容される輸入量に関する年次報告及び各加盟国輸入国が(1)の規定に従つて行なつた輸入に関する四半期報告を作成する。

(4) (1)から(3)までに定める義務は、これと矛盾する義務で加盟輸入国が千九百六十二年八月一日前から二国間又は多数国間の取極に基づいて非

加盟国に対し負っているものを免除するものではない。もつとも、当該矛盾する義務を負ういずれかの加盟輸入国は、(1)から(3)までに定める義務との矛盾を最小限のものとするように当該矛盾する義務を遂行し、当該矛盾する義務を(1)から(3)までの規定に適合するものとするための措置をできる限りすみやかに執り、かつ、理事会に対し、当該矛盾する義務の詳細及び当該矛盾を最小限のものとし又は除去するために執つた措置を通報する。

(5) 加盟輸入国がこの条の規定を遵守しない場合には、理事会は、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、当該加盟輸入国が理事会において有する投票権及び執行委員会においてその票を投じさせる権利を停止することができる。

第十一章 消費の増大

第四十六条 振興

(1) 理事会は、コーヒーの消費の振興を後援する。この目的を達成するため、理事会は、コーヒーの原産地、種類又は銘柄のいかんを問わずすべての適当な方法によつて輸入国におけるその消費を振興すること並びにこの飲料の最高の品質及び純度の達成及び維持に努めることを目的とする別個の委員会を維持することができる。

(2) 前記の委員会には、次の規定を適用する。

(a) 振興計画の費用は、加盟輸出国の拠出金をもつて支弁する。

(b) 加盟輸入国も、振興計画に資金的に貢献をすることができる。

(c) 委員会の構成員は、振興計画に拠出する加盟国に限られる。

(d) 振興計画の規模及び費用は、理事会が検討する。

(e) 委員会の内部規則は、理事会の承認を受けるものとする。

(f) 委員会は、加盟国において運動を実施する

に先立ち、当該加盟国の同意を得なければならない。

(g) 委員会は、振興のためのすべての財源を管理し、かつ、この財源に関するすべての計算書を承認する。

(3) 直接に振興活動のために雇用する機関の恒久職員に関する通常の運営費(振興の目的のための旅行の費用を除く)は、機関の運営予算から支出する。

第四十七条 消費に対する障害の除去

(1) 加盟国は、コーヒーの消費の最大限の増大を、できる限りすみやかに、特に、この増大を妨げるおそれのあるいずれの障害をも漸進的に除去することによつて、達成することが最も重要であることを認める。

(2) 加盟国は、コーヒーの消費の増大を多かれ少なかれ妨げるおそれのある措置、特に次の措置が現在執られていることを認める。

(a) コーヒーに適用される輸入制度(特惠関税その他の関税、輸入割当て並びに政府の輸入独占機関及び公的買付機関の運営を含む)その他の行政規則及び商慣行

(b) 直接又は間接の補助金に関する輸出制度その他の行政規則及び商慣行

(c) 消費に影響をおよぼす国内の取引条件並びに国内の立法上及び行政上の措置

(3) 加盟国は、(1)の目的及び(4)の規定を考慮して、コーヒーに対する関税を引き下げよう、又は消費の増大に対する障害の除去のための他の措置を執るよう努力するものとする。

(4) 加盟国は、相互の利益を考慮に入れて、かつ、第一回国際連合貿易開発会議の最終議定書の附属書A II 1の精神をもつて、貿易及び消費の増大に対する(2)に規定する障害を漸進的に軽減し、また、可能な限り最後には除去するため、又はこれらの障害の影響を実質的に低減させるための手段及び方法を追求することを約束する。

(5) 加盟国は、この条の規定を実施するために採用したすべての措置を理事会に通報する。

(6) 理事会は、この条の目的を達成するために加盟国に勧告を行なうことができ、また、千九百六十九年七月三十一年度最初の会期において、達成された結果を検討する。

第十二章 生産の政策及び統制

第四十八条 生産の政策及び統制

(1) 各加盟生産国は、自国のコーヒーの生産を、国内消費、許容輸出及び第四十九条に規定する在庫のために必要な水準を上回らないように調整することを約束する。

(2) 各加盟生産国は、千九百六十八年十二月三十一日までに、(1)に規定する要素に基づく千九百七十二千九百七十三年度を生産目標案を執行委員会に提出する。この生産目標案は、執行委員会が区分ごとの単純過半数票による議決で千九百六十八年十二月三十一日後の最初の理事会の会期の前に拒否しない限り、承認されたものとする。執行委員会は、このように承認された生産目標を理事会に通報する。執行委員会は、いずれかの加盟輸出国の生産目標案を拒否した場合、当該加盟輸出国の生産目標案を勧告する。理事会は、千九百六十八年十二月三十一日後で千九百六十九年三月三十一日以前の最初の会期において、執行委員会によって生産目標案を拒否された加盟輸出国又は生産目標案を提出しなかつた加盟輸出国の個々の生産目標案を、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、かつ、執行委員会の勧告に照らして、設定する。

(3) いずれの加盟輸出国も、その生産目標が(2)の規定に基づき機関によって承認され又は理事会によって設定される時までは、千九百六十九年四月一日において有効な自国の年間輸出権利数量の水準をこえてその年間輸出権利数量の増加を享受することができない。

(4) 理事会は、この協定に加入する加盟輸出国の生産目標を設定するものとし、また、加盟輸出国でない加盟生産国の生産目標を設定することができる。

(5) 理事会は、この条の規定に基づいて設定され又は承認された生産目標を絶えず検討し、かつ、それらの生産目標を、その統計が世界の需要見積りに合致するために必要な限度まで、修正する。

(6) 加盟国は、この条の規定に基づいて設定され又は承認された個々の生産目標に従うことを約束し、各加盟生産国は、このために必要であるとする政策及び手続を適用する。この条の規定に基づいて設定され又は承認された個々の生産目標は、生産の義務の最低限度を意味するものでもなく、また、特定の水準までの輸出の権利を与えるものでもない。

(7) 加盟生産国は、生産を規制するため及びこの条の規定に基づいて設定され又は承認された個々の生産目標に従うために執つた措置に関する定期的報告を、理事会が決定する形式で及びその決定する時期に、機関に提出する。理事会は、この情報及び関係がある他の情報について行なう評価に照らし、必要又は適当と認める一般的な又は特別の措置を執る。

(8) この条の規定を遵守するための十分な措置を執つていないと理事会が認定した加盟生産国は、その後、この条の規定に關してその義務を履行していると理事会が認定するまでの間、年間輸出権利数量のその後のいずれの増加をも享受することができず、また、第五十九条(7)の規定に基づいてその投票権を停止されることがある。もつとも、理事会が新たに決定する期間が経過した後に、当該加盟生産国がこの条の目的に適合するための政策の実施のために必要な措置をまだ執つていないことが確認される場合には、理事会は、第六十七条の規定に基づき、当該加盟生産国が機関から脱退することを要求することができる。

(9) この条の目的を達成するため、機関は、加盟国が要求する場合には、その権限内において可能であるすべての援助を理事会が決定する条件で当該加盟国に与える。

(10) 加盟輸入国は、(1)の規定に従つてコーヒーの生産を調整するための加盟輸出国の計画について当該加盟輸出国と協力することを約束する。特に、加盟国は、援助を受ける国が国際コーヒー機関の加盟国であるかどうかを問はず、この条の目的に反する生産政策を遂行するため資金援助又は技術援助を直接に与えること及び自国が参加している国際団体によるそのような援助の申出を支持することを差し控えるものとする。

機関は、この条の規定の実施について関係国際団体の最大限の協力を確保するため、それらの団体と密接な連絡を維持する。

(11) この条に規定するすべての決定は、(2)に別段の定めがある場合を除くほか、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で行なう。

第十三章 在庫の規制

第四十九条 コーヒーの在庫に関する政策

(1) 理事会は、第四十八条の規定を補足するため、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、加盟生産国におけるコーヒーの在庫に關する政策を決定することができる。

(2) 理事会は、その定める手続に従い、個々の加盟輸出国が保有するコーヒーの在庫の数量を毎年確認するための措置を執る。関係加盟国は、この毎年行なう調査について便宜を与える。

(3) 加盟生産国は、コーヒーの在庫の適切な貯蔵のために十分な施設が各加盟生産国に存在することを確保する。

第十四章 加盟国のその他の義務

第五十条 事業者への諮問及びこれとの協調

協調

機関は、コーヒーの国際取引に關与する適当な非政府機関及びコーヒー問題に關する専門家との密接な連絡を維持する。

(2) 加盟国は、確立した取引経路に即応する態様で、この協定の範囲内における活動を行なう。この活動を行なうにあたり、加盟国は、コーヒーの事業者の正当な利益に受当な考慮を払うように努力するものとする。

第五十一条 求償取引

加盟国は、一般的な価格体系を乱すことを避けるため、伝統的市場におけるコーヒーの充渡しを内容とする求償取引で各個に対応する直接的なものを行なうことを差し控えるものとする。

第五十二条 混合品及び代用品

(1) 加盟国は、コーヒーとして商業的に再販売するため、他の産物をコーヒーに混合し、又はこれをコーヒーとともに加工し若しくは使用することを要求するいかなる規則をも維持してはならない。加盟国は、基本的原料として含有するコーヒーの生コーヒー相当重量が全重量の九十分パーセント未満であるような産物をコーヒーの名称によつて販売し及び宣伝することを禁止するよう努力するものとする。

(2) 事務局長は、理事会に対し、この条の規定の遵守に關する年次報告を提出する。

(3) 理事会は、加盟国に対し、この条の規定の遵守を確保するために必要な措置を執ることを勧告することができる。

第十五章 季節的金融

第五十三条 季節的金融

(1) 理事会は、季節的金融に關する二国間、多数国間、地域内又は地域間の取極の当事国であるいずれかの加盟国の要請があつた場合には、当該取極がこの協定に基づく義務に適合するものであるかどうかを確認するために当該取極を審査する。

(2) 理事会は、二以上の義務の間に生ずることがある矛盾を解決するため、加盟国に勧告を行なうことができる。

昭和四十四年四月二十二日 衆議院會議録第二十九号 千九百六十八年の國際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件外一件

(3) 理事会は、關係加盟国から入手した情報を検討した上で、適当と認める場合には、季節的金融を必要とする加盟国を援助するために一般的な勧告を行なう。

第十六章 多角化基金

第五十四条 多角化基金

(1) 世界のコーヒーの需要と供給との間の妥当な均衡をたずなすために生産を制限するという目的を達成するため、この条の規定によつて國際コーヒー機関の多角化基金を設立する。この基金は、千九百六十八年十二月三十一日までで理事會が承認する規約によつて規制される。

(2) 基金への参加は、加盟輸入国でなく、かつ、十萬袋をこえる輸出権利數量を有する各締約国について強制的とする。この規定の適用を受けない締約国の基金への任意の参加及び他の財源からの拠出は、基金と当事者との間で合意される条件に従つて行なう。

(3) 強制的参加の義務を有する参加輸出国は、
○六合衆国ドルに各コーヒー年度において輸出割当市場に対し十萬袋をこえて實際に輸出するコーヒーの袋數を乗じて得た額に相当する額を、四半期賦払で基金に拠出する。拠出は、千九百六十八年千九百六十九年年度に開始する連續する五年の期間について行なう。基金は、三分の二以上の多數票による議決で、拠出額を一袋につき一合衆国ドルをこえない率にまで引き上げることができる。各参加輸出国の年間拠出額は、最初に、査定の対象となる年度の十月一日におけるその国の輸出権利數量を基礎として査定される。この最初の査定は、その査定の対象となる年度において当該参加輸出国が輸出割当市場に対して輸出したコーヒーの實際の數量に基づいて修正され、拠出額についての必要な調整は、次のコーヒー年度において行なわれる。千九百六十八年千九百六十九年年度分の年間拠出額の第一回四半期賦払金については、千九百六十九年一月一日に支払の義務

が生じ、その支払は、千九百六十九年二月二十八日までに行なうものとする。

(4) 各参加輸出国の拠出金は、基金が承認する計画又は企圖で当該参加輸出国の領域内で実施されるもののために利用されるが、いかなる場合にも、その拠出金の二十パーセントは、基金が承認するいずれの計画又は企圖にも使用されるため、自由に交換することができる通貨で支払うものとする。さらに、拠出金のうち基金の規約に定める限度内の比率の部分は、基金の運営費に充てられるため、自由に交換することができる通貨で支払うものとする。

(5) 拠出金のうち(4)の規定に従い自由に交換することができる通貨で支払われる部分の比率は、基金と当該参加輸出国との間の合意によつて引き上げることができる。

(6) 理事會は、基金の運営の三年目の初めに、最初の二年間に得られた結果を検討するものとし、その結果の改善のためにこの条の規定を改正することができる。

(7) 基金の規約は、次の事項を定める。
(a) コーヒーの價格水準の変動で規約に規定するものに關連する拠出の停止
(b) 拠出金のうち当該参加輸出国が利用しなかつた部分の基金への支払で、自由に交換することができ、通貨によるもの
(c) 基金の任務及び活動のうち適当な部分を國際金融機関に委任することを許可する措置

(8) 理事會が別段の決定を行なわなければならない限り、この条の規定に基づく義務を履行しない参加輸出国は、理事會におけるその投票權を停止されるものとし、また、その輸出権利數量の増加を享受することができない。一年間繼續してこの義務を履行しなかつた参加輸出国の政府は、理事會が別段の決定を行なわなければならない限り、その後九十日までの協定の締約国政府でなくなる。

(9) この条の規定に基づく理事會の決定は、区分ごとの三分の二以上の多數票による議決で行

なう。

第十七章 情報及び研究

第五十五条 情報

(1) 機関は、次のものの収集、交換及び出版のための本部として活動する。
(a) 世界におけるコーヒーの生産、價格、輸出、輸入、流通及び消費に關する統計的情報
(b) 適当と認める場合には、コーヒーの栽培、加工及び利用に關する技術的情報

(2) 理事會は、その運営のために必要であると認める情報(コーヒーの生産、輸出、輸入、流通、消費及び在庫並びにコーヒーに対する課税に關する定期的な統計的情報を含む。)を提供することとを加盟国に対して要求することができる。ただし、特定の行為がコーヒーを生産し、加工し又は販売するいずれの人又は会社の行為であるかを識別することができないようないかなる情報をも公表してはならない。加盟国は、できる限り詳細かつ正確な形で、要求された情報を提供する。

(3) 理事會が機関の機能の適正な運営のために要求した統計的情報その他の情報を加盟国が受当な期限までに提供せず、又はその提供が困難である場合には、理事會は、当該加盟国に対し、不履行の理由を説明することを要求することができる。理事會は、当該事情に照らして技術的援助が必要であると認める場合には、なんらかの必要な措置を執ることができる。

第五十六条 研究
(1) 理事會は、コーヒーの生産及び流通の經濟的条件、生産国及び消費国における政府の施策がコーヒーの生産及び消費に与える影響、伝統的な用途及び可能な新しい用途においてコーヒーの消費を増大させる可能性並びにコーヒーの生産者及び消費者に対するこの協定の実施の効果(生産者と消費者との間の交易条件に対する効果を含む。)に關する研究を奨励することができる。

(2) 機関は、コーヒーを生産する加盟国からの輸出について最低の規格を定めることが可能であるかどうかを研究することができる。理事會は、この問題に關する勧告について討議することができる。

第十八章 免除

第五十七条 免除

(1) 理事會は、例外的な若しくは緊急な事態、不可抗力、憲法上の義務又は信託統治制度の下で施政が行なわれている地域に対する國際連合憲章に基づく國際的義務を理由とし、区分ごとの三分の二以上の多數票による議決で、加盟国に対して義務を免除することができる。

(2) 理事會は、加盟国に対して免除を与えるにあたり、当該加盟国が義務を免除される条件及び期間を明示する。

(3) 理事會は、輸出割当義務の免除の要請が、当該加盟国の輸出可能生産量が一年若しくは二年以上の期間についてその許容輸出を上回つていることを根據として行なわれ、又は当該加盟国が第四十八条及び第四十九条の規定に従わなかつた結果行なわれる場合には、その要請を検討しない。

第十九章 協議、紛争及び苦情
第五十八条 協議
加盟国は、この協定に關するすべての問題について他の加盟国が行なうことのある申立てに好意的考慮を払い、かつ、この申立てに關するすべての協議を受け入れる。この協議において、事務局長は、いずれか一方の当事国の要請により、かつ、他方の当事国の同意を得て、調停のために努力する獨立の委員會を設置する。委員會の費用は、機關に支弁させてはならない。事務局長が委員會を設置することについていずれかの当事国が同意しなかつた場合又は協議が解決をたらさなかつた場合には、当該問題は、第五十九条の規定に従つて理事會に付託することができる。協議が解決をたらした場合には、その旨が事務局長に

報告され、事務局長は、すべての加盟国に当該報告を送付する。

第五十九条 紛争及び苦情

(1) この協定の解釈又は適用に関する紛争で交渉によつて解決しないものは、当該紛争の当事国であるいずれかの加盟国の要請により、決定のため、理事会に付託する。

(2) 紛争が(1)の規定に基づいて理事会に付託された場合には、過半数の加盟国又は総票数の三分の一以上にあたる数の票を有する加盟国は、理事会に対し、理事会が討議の後決定を行なう前にその係争中の問題について(3)に規定する諮問委員会の意見を求めることを要求することができる。

(3)(a) 諮問委員会は、理事会が全会一致で別段の決定を行なわない限り、次の者で構成する。

(i) 加盟輸出国が指名する者二人。そのうち一人は当該係争中の問題と同種の問題に豊富な経験を有する者とし、他の一人は法律家としての地位及び経験を有する者とする。

(ii) 加盟輸入国が指名する者二人。これらの者は、(i)の者と同様の資格を有する者とする。

(iii) (i)及び(ii)の規定に基づいて指名される四人の者が一致して選定し、又は、これらの者の意見が一致しない場合には、理事会の議長が選定する議長一人

(b) この協定の締約国の国民は、諮問委員会の構成員となる資格を有する。

(c) 諮問委員会の構成員に任命された者は、個人の資格で、かつ、いずれの政府からも指示を受けないで行動するものとする。

(d) 諮問委員会の費用は、機関が支弁する。

(4) 諮問委員会の意見及びその理由は、理事会に提出するものとし、理事会は、関係があるすべての情報を検討した後、当該紛争について決定を行なう。

(5) 加盟国がこの協定に基づく義務を履行しなかつた旨の苦情は、これを申し立てる他の加盟国の要請によつて理事会に付託され、理事会は、その問題について決定を行なう。

(6) 加盟国は、区分ごとの単純過半数票による議決によらない限り、この協定に基づく義務に違反したと認定されることはない。加盟国がこの協定に違反している旨の認定は、その違反の性質を明示して行なう。

(7) 理事会は、加盟国がこの協定に違反したと認定する場合には、他の条に規定する他の強制措置を妨げることなく、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、当該加盟国が義務を履行するまでの間理事会において有するその投票権及び執行委員会においてその票を投じさせる権利を停止し、又は第六十七条の規定に基づく強制的脱退を要求する措置を執ることができ

(8) 加盟国は、理事会が紛争又は苦情に係る問題を討議する前にその問題についてあらかじめ執行委員会の意見を求めることができる。

第二十章 最終規定

第六十条 署名

この協定は、千九百六十八年三月三十一日まで、国際連合本部において、千九百六十二年の国際コーヒー協定の締約国政府による署名のために開放しておく。

第六十一条 批准

この協定は、署名国政府又はその他の政府で千九百六十二年の国際コーヒー協定の締約国政府であるものにより、その憲法上の手続に従つて承認され、批准され又は受諾されるものとする。承認書、批准書又は受諾書は、第六十二条(2)に別段の定めがある場合を除くほか、千九百六十八年九月三十日まで、国際連合事務総長に寄託するものとする。

第六十二条 効力発生

(1) この協定は、千九百六十八年十月一日に、加

盟輸出国の総票数の八十パーセント以上にあたる数の票を有する二十以上の加盟輸出国を代表する政府及び加盟輸入国の総票数の八十パーセント以上にあたる数の票を有する十以上の加盟輸入国を代表する政府がその日前に承認書、批准書又は受諾書を寄託したことを条件として、これらの政府の間で確定的に効力を生ずる。この協定の適用上、票の配分は、附属書Cに定めるところとする。また、この協定は、暫定的に効力を生じた場合には、その後前記の条件が満たされる時に確定的に効力を生ずる。この協定が確定的に効力を生じた後に承認書、批准書、受諾書又は加入書を寄託する政府については、この協定は、その寄託の日に確定的に効力を生ずる。

(2) この協定は、千九百六十八年十月一日に暫定的に効力を生ずることができる。この協定を暫定的に適用すること及び憲法上の手続に従つてできる限りすみやかにこの協定を承認し、批准し又は受諾するように努力することを約束する旨の署名国政府又はその他の政府で千九百六十二年の国際コーヒー協定の締約国政府であるものの通告は、国際連合事務総長が千九百六十八年九月三十日までこれを受領する場合に、この協定の暫定的な効力発生上、承認書、批准書又は受諾書と同様の効力を有するものとする。

暫定的にこの協定を適用することを約束する政府は、承認書、批准書又は受諾書を寄託することを認められ、かつ、その承認書、批准書又は受諾書を寄託する日と千九百六十八年十二月三十一日とのうちいずれか一層早い日まで暫定的にこの協定の締約国政府とみなされる。

(3) この協定が千九百六十八年十月一日に確定的にも暫定的にも効力を生じなかつた場合には、承認書、批准書若しくは受諾書を寄託した政府又はこの協定を暫定的に適用すること及びこの協定を承認し、批准し若しくは受諾するように努力することを約束する旨の通告を行なつた政府は、前記の日の後直ちに、その事態において

いかなる措置が必要であるかを検討するため相互に協議することができ、また、この協定がこれらの政府の間で効力を生ずることを合意によつて決定することができる。この協定が暫定的に効力を生じたが千九百六十八年十二月三十一日までには確定的に効力を生じなかつた場合には、同様に、承認書、批准書、受諾書又は加入書を寄託した政府は、その事態においていかなる措置が必要であるかを検討するため相互に協議することができ、また、この協定がこれらの政府の間で引き続き暫定的に効力を有し又は確定的に効力を生ずることを合意によつて決定することができる。

第六十三条 加入

(1) 国際連合又はその専門機関の加盟国政府は、理事会が決定する条件に従つて、この協定に加入することができる。この条件を決定するにあたり、理事会は、当該国が輸出国であるが附属書Aに掲げられていない場合には、当該国の輸出割当てを決定する。当該輸出国が附属書Aに掲げられている場合には、理事会が区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で別段の決定を行なう場合を除くほか、同附属書に定める輸出割当てを当該輸出国に適用する。千九百六十二年の国際コーヒー協定の締約国である加盟輸入国の政府は、千九百六十九年三月三十一日以前に又は理事会が定める他のいずれかの日までに、承認、批准又は受諾の場合の条件と同様の条件でこの協定に加入することができる。また、自己がこの協定を暫定的に適用している場合には、その加入書を寄託する日と千九百六十九年三月三十一日又は前記のとおり理事会が定める日とのうちいずれか一層早い日まで暫定的にこの協定の締約国政府とみなされる。

(2) 加入書を寄託する政府は、寄託の際に、自国が第二条(7)に定義する加盟輸出国として機関に加盟するか又は同条(8)に定義する加盟輸入国として機関に加盟するかを明示する。

昭和四十四年四月二十二日 衆議院會議録第二十九号 千九百六十八年の国際コーヒー協定の締結について承認を求める件外一件

七七六

第六十四条 留保
留保は、この協定のいかなる規定についても、行なうことができない。

第六十五条 属領に関する通告

(1) いずれの政府も、その署名の際若しくはその承認書、批准書、受諾書若しくは加入書を寄託する際に、又はその後いつでも、国際連合事務総長に対する通告により、国際関係について自己が責任を負ういづれかの領域にこの協定が適用されることを宣言することができる。この協定は、その通告の日から、その通告中に特定する領域に適用される。

(2) 締約国政府は、自国の属領について第四条の規定に基づく権利を行使することを希望する場合又はその属領の一に對し第五条若しくは第六条の規定に基づいて形成される加盟集団の構成員となることの許可を与えることを希望する場合に、その承認書、批准書、受諾書若しくは加入書を寄託する際に、又はその後いつでも、国際連合事務総長に対する通告により、当該権利を行使し、又は当該許可を与えることができる。

(3) (1)の宣言を行なつた締約国政府は、その後いつでも、国際連合事務総長に対する通告により、その通告中に特定する領域に對するこの協定の適用を終止することを宣言することができる。この協定は、その通告の日から当該領域に對する適用を終止する。

(4) (1)の規定に基づいてこの協定が適用されてい

第六十六条 自発的脱退

いづれの締約国政府も、国際連合事務総長に對して書面による脱退の通知を行なうことにより、

いつでもこの協定から脱退することができる。脱退は、当該通知が受領された後九十日で効力を生ずる。

第六十七条 強制的脱退

理事会は、加盟国がこの協定に基づく義務を履行せず、かつ、その不履行がこの協定の実施を著しく害していることを認め、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、当該加盟国に對し機関から脱退することを要求することができる。理事会は、この決定を直ちに国際連合事務総長に通告する。当該加盟国は、理事会が決定を行なつた後九十日で機関の加盟国でなくなり、また、当該加盟国の政府がこの協定の締約国政府である場合には、その政府は、この協定の締約国政府でなくなる。

第六十八条 脱退する加盟国の会計上の決済

(1) 理事会は、脱退する加盟国についてその会計上の決済を行なう。機関は、脱退する加盟国がすでに支払つた金額を払い戻さないものとし、また、当該加盟国は、脱退が効力を生じた時に機関に對して負つてゐる債務を弁済する義務を引き続き負う。ただし、改正を受諾することができないため第七十条(2)の規定に基づいてこの協定から脱退し又はこの協定への参加を終止する締約国政府については、理事会は、公正と認める会計上の決済を行なうことができる。

(2) この協定から脱退し又はこの協定への参加を終止した加盟国は、第六十九条の規定に基づいてこの協定が終了する際に、清算の結果生ずる資金その他の機関の資産の分配を受ける権利を有しない。

第六十九条 有効期間及び終了

(1) この協定は、(2)の規定に基づいてその有効期間を延長されず又は(3)の規定に基づいて一層早く終了しない限り、千九百七十二年九月三十日まで、効力を有する。

(2) 理事会は、千九百七十二年九月三十日の後に

において、加盟輸出国及び加盟輸入国の区分ごとにその総票数の三分の二以上の多数にある数の票で過半数の加盟国が投するものによる議決をもつて、この協定について再交渉すること又はこの協定に修正を加えるかどうかを問はずこの協定の有効期間を自己が定める期間だけ延長することを決定することができる。締約国政府又は加盟国若しくは加盟集団の構成員である属領は、再交渉され又は有効期間が延長された協定が効力を生ずる日までにその協定を受諾する旨の通告がこれらについて行なわれなかつた場合には、その日に、協定への参加を終止する。

(3) 理事会は、加盟輸出国及び加盟輸入国の区分ごとにその総票数の三分の二以上の多数にある数の票で過半数の加盟国が投するものによる議決をもつて、いつでも、この協定の終了を決定することができる。その終了は、理事会が定める日に効力を生ずる。

(4) 理事会は、この協定が終了した後も、機関の清算、その会計上の決済及びその資産の処分を実施するために必要な期間中存続するものとし、また、その期間中、これらの目的のために必要な権限及び任務を有する。

第七十条 改正

(1) 理事会は、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、締約国政府に對し、この協定の改正を勧告することができる。改正は、加盟輸出国の総数の七十五パーセント以上にあたる数の輸出国で加盟輸出国の総票数の八十五パーセント以上にあたる数の票を有するもの、締約国政府及び加盟輸入国の総数の七十五パーセント以上にあたる数の輸入国で加盟輸入国の総票数の八十パーセント以上にあたる数の票を有するものを代表する締約国政府から国際連合事務総長が受諾の通告を受領した後百日まで、効力を生ずる。理事会は、各締約国が国際連合事務総長に對して改正の受諾を通告することができる期限を定めることができる。改正が

その期限までに効力を生じなかつた場合には、その改正は、撤回されたものとみなす。理事会は、国際連合事務総長に對し、改正が効力を生じたかどうかを決定するために必要な情報を提供すること。

(2) 締約国政府又は加盟国若しくは加盟集団の構成員である属領は、改正が効力を生じた日までに、その改正を受諾する旨の通告がこれらについて行なわれなかつた場合には、その日に、この協定への参加を終止する。

第七十一条 国際連合事務総長の通告

国際連合事務総長は、千九百六十二年の国際コーヒー協定のすべての締約国政府及び国際連合又はそのいづれかの専門機関の加盟国である他のすべての政府に對し、承認書、批准書、受諾書又は加入書の各寄託並びにこの協定が暫定的に及び確定的に効力を生じた日を通告するものとする。国際連合事務総長は、また、すべての締約国政府に對し、第五条、第六十二条(2)、第六十五条、第六十六条若しくは第六十七条の規定に基づく各通告、第六十九条の規定に基づいて延長されたこの協定の有効期間が満了し又は同条の規定に基づいてこの協定が終了する日及び第七十条の規定に基づいて改正が効力を生ずる日を通告するものとする。

第七十二条 補足規定及び経過規定

(1) この協定は、千九百六十二年の国際コーヒー協定に継続する協定とみなされる。

(2) 千九百六十二年の国際コーヒー協定が中断されることなく継続することを容易にするため、

(a) 千九百六十二年の国際コーヒー協定に基づき機関若しくはその内部機関又はこれらに代わるものが執つた措置であつて千九百六十八年九月三十日に有効であり、かつ、その日に満了することを規定していないものは、この協定に基づいて変更されない限り、引き続き効力を有する。

(b) 千九百六十八―千九百六十九コーヒー年度

中に適用するため千九百六十七・千九百六十八・千九百六十九年度中に理事会によつて行なわれなければならないすべての決定は、千九百六十七・千九百六十八・千九百六十九年度の最終の通常会期中に行なうものとし、かつ、暫定的に、この協定がすでに効力を生じた場合と同様に適用する。

以上の証拠として、各自の政府から正当に委任を受けた下名は、その署名に付して掲げる日にこの協定に署名した。

英語、フランス語、ポルトガル語、ロシア語及びスペイン語によるこの協定の本文は、ひとしく正文とする。その原本は、国際連合に寄託される。国際連合事務総長は、各署名国政府及び各加入国政府に対してその認証謄本を送付するものとする。

附属書A 基本輸出割当て(注1)(単位は千袋、一袋は六十キログラムとする。)

ブラジル	二〇、九二六
ブルンディ(注2)	二二三
カメルーン	一、〇〇〇
中央アフリカ共和国	二〇〇
コロンビア	七、〇〇〇
コンゴ(民主共和国)(注2)	一、〇〇〇
コスタ・リカ	一、〇〇〇
ドミニカ共和国	五二〇
エクアドル	七五〇
エル・サルヴァドル	九〇〇
エチオピア	一、四九四
グアテマラ	一、八〇〇
ギニア(基本輸出割当ては、理事会が決定する。)	一、八〇〇
ハイチ	四九〇
ホンデュラス	四二五
インド	四二三
インドネシア	一、三五七
象牙海岸	三、〇七三

ケニア	八六〇
マダガスカル共和国	九一〇
メキシコ	一、七六〇
ニカラグア	五五〇
ペルー	七四〇
ポルトガル	二、七七六
ルワンダ(注2)	一五〇
タンザニア	七〇〇
トーゴ	二〇〇
ウガンダ	二、三七九
ヴェネズエラ(注2)	三二五
合計	五五、〇四一

注1 次の輸出国は、第三十一条(1)の規定に従つて基本輸出割当てを受けず、一九六八・一九六九・千九百六十九年度について次の年間輸出割当てを受ける。すなわち、ボリヴィア五〇、〇〇〇袋、コンゴ(ブラザヴィル)二五、〇〇〇袋、キューバ五〇、〇〇〇袋、ダホメ三三、〇〇〇袋、ガボン二五、〇〇〇袋、ガーナ五一、〇〇〇袋、ジャマイカ二五、〇〇〇袋、リベリア六〇、〇〇〇袋、ナイジェリア五二、〇〇〇袋、パナマ二五、〇〇〇袋、パラグアイ七〇、〇〇〇袋、シエラ・レオニア八二、〇〇〇袋及びトリニダード・トバゴ六九、〇〇〇袋

注2 ブルンディ、コンゴ(民主共和国)、キューバ、ルワンダ及びヴェネズエラは、それぞれ、輸出可能生産量が二三三、〇〇〇袋、一、〇〇〇袋、五〇、〇〇〇袋、一五〇、〇〇〇袋及び三二五、〇〇〇袋をこえたことについての十分な証拠を執行委員会に提出した場合には、それぞれ、三五〇、〇〇〇袋、一、三〇〇、〇〇〇袋、二〇〇、〇〇〇袋、二六〇、〇〇〇袋及び四七五、〇〇〇袋の基本輸出割当てがあつたとした場合にこれらの基本輸出割当てに基づいて受けることとなるべき年間輸出権利数量に相当する数量まで、年間輸出権利

数量を増加することを認められる。ただし、これらの国に認められる年間輸出権利数量の増加分は、いかなる場合にも、票の配分を算定する際には考慮に入れない。

附属書B 第七章第四十条に規定する輸出割当て外の輸出の仕向国

この協定の適用上、次の地域は、輸出割当て外の輸出の仕向国とする。

中国(台湾)	中国(本土)	ハンガリー	イラン	イラク	日本国	大韓民国	クウェイト	レソト	マラウイ	マスカット・オーマン	北朝鮮	ポーランド	カタール	ルーマニア	サウディ・アラビア	ソマリア	南アフリカ共和国	南ローデシア	南西アフリカ	スーダン	スワジランド	タイ	トルーシャル・オーマン	ソヴィエト社会主義共和国連邦	ザンビア
注	これらの略称は、純粋に地理的意味で用い																								

られており、いかなる政治的立場をも反映するものではない。

附属書C 票の配分

国名	輸出国の票	輸入国の票
アルゼンティン	一六	
オーストラリア	九	
オーストリア	一一	
ベルギー(注1)	二八	
ボリヴィア	四	
ブラジル	三三二	
ブルンディ	八	
カナダ		三三
コロンビア	一一四	
コンゴ(民主共和国)	二〇	
コスタ・リカ	二一	
キューバ	四	
サイプレス		五
チェコスロヴァキア		九
デンマーク		二
ドミニカ共和国	一一	
エクアドル	一六	
エル・サルヴァドル	三四	
エチオピア	二七	
ドイツ連邦共和国		一〇
フィンランド		二
フランス		八
ガーナ	四	
グアテマラ	三三	
ギニア	四	
ハイチ	一一	
ホンデュラス	一一	
インド	一一	
インドネシア	二五	
イスラエル		七
イタリア		四
ジャマイカ		四七
日本国		一八
ケニヤ	一七	

昭和四十四年四月二十二日 衆議院會議録第二十九号 千九百六十八年の國際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件外一件

七七八

リベリア	四		アルゼンティーンのために	D・ハジミルティス	ギニアのために
メキシコ	三二		J・M・ルーダ	千九百六十八年三月二十八日	マロフ・アケカール
オランダ	三五		オーストラリアのために	千九百六十八年三月二十八日	千九百六十八年三月二十八日
ニュー・ジラランド	六		オーストリアのために	千九百六十八年三月二十九日	ハイティのために
ニカラグア	一三		ベルギーのために	デンマークのために	M・Ch・アントワヌ
ナイジェリア	四		ボリヴィアのために	オット・ローセ・ボルク	H・ロベス・ウィリヤミル
ノールウェー	一六		F・オルティス・S	千九百六十八年三月二十九日	インドのために
アフリカ・マダガスカル・コーヒー機構(八八)			ブラジルのために	千九百六十八年三月二十六日	G・バルタサラティ
アフリカ・マダガスカル・コーヒー機構(四)			ジョゼ・セッテ・カマラ	千九百六十八年三月二十八日	インドネシアのために
(注2)			ブルンディのために	千九百六十八年三月二十八日	イスラエルのために
カメルーン	一五		J・パヒマンガ	千九百六十八年三月二十八日	S・ロゼンヌ
中央アフリカ共和国	三		カメルーンのために	千九百六十八年三月二十八日	千九百六十八年三月三十一日
コンゴ(ブラザヴィル)	一		M・ウングネ	千九百六十八年三月二十九日	イタリアのために
ダホメ	一		カナダのために	千九百六十八年三月二十九日	ビエロ・ヴィンチ
ガボン	一		ジョージ・イグナティーフ	千九百六十八年三月二十九日	千九百六十八年三月二十八日
象牙海岸	四七		中央アフリカ共和国のために	千九百六十八年三月二十日	象牙海岸のために
マダガスカル共和国	一三		M・G・リドゥアット	千九百六十八年三月二十日	S・アケ
トーゴ	三		コロンビアのために	千九百六十八年三月二十八日	千九百六十八年三月二十六日
パナマ	四		フリオ・セサル・トゥルバイ	千九百六十八年三月二十八日	千九百六十八年三月二十八日
ペルー	一六		コンゴ(ブラザヴィル)のために	千九百六十八年三月二十八日	千九百六十八年三月二十八日
ポルトガル	四八		A・オンガグ	千九百六十八年三月二十八日	千九百六十八年三月二十八日
ルワンダ	六		コンゴ(民主共和国)のために	千九百六十八年三月二十八日	千九百六十八年三月二十八日
シエラ・レオネ	四		コスタ・リカのために	千九百六十八年三月二十八日	千九百六十八年三月二十八日
スペイン	二一		ルイス・D・ティノコ	千九百六十八年三月三十日	千九百六十八年三月二十八日
スウェーデン	三八		千九百六十八年三月三十日	千九百六十八年三月三十日	千九百六十八年三月二十八日
スイス	一九		千九百六十八年三月三十日	千九百六十八年三月三十日	千九百六十八年三月二十八日
タンザニア	一五		千九百六十八年三月三十日	千九百六十八年三月三十日	千九百六十八年三月二十八日
トリニダード・トバゴ	四		千九百六十八年三月三十日	千九百六十八年三月三十日	千九百六十八年三月二十八日
テニジヤ	六		千九百六十八年三月三十日	千九百六十八年三月三十日	千九百六十八年三月二十八日
ウガンダ	四一		千九百六十八年三月三十日	千九百六十八年三月三十日	千九百六十八年三月二十八日
ソヴィエト社会主義共和国連邦	一六		千九百六十八年三月三十日	千九百六十八年三月三十日	千九百六十八年三月二十八日
連合王国	三二		千九百六十八年三月三十日	千九百六十八年三月三十日	千九百六十八年三月二十八日
アメリカ合衆国	四〇〇		千九百六十八年三月三十日	千九百六十八年三月三十日	千九百六十八年三月二十八日
ヴェネズエラ	九		千九百六十八年三月三十日	千九百六十八年三月三十日	千九百六十八年三月二十八日
合計	九九六	一、〇〇〇	千九百六十八年三月三十日	千九百六十八年三月三十日	千九百六十八年三月二十八日
注1 ルクセンブルグを含む。			千九百六十八年三月三十日	千九百六十八年三月三十日	千九百六十八年三月二十八日
注2 第五條(4)(b)の規定に従つて個個の締約国に属しない基本票である。			千九百六十八年三月三十日	千九百六十八年三月三十日	千九百六十八年三月二十八日

メキシコのために

M・A・コルデラ・Jr

千九百六十八年三月二十日

オランダのために

批准を条件として

千九百六十八年三月二十八日

ドニコ・ミドルブルフ

ニュー・ジブランドのために

N・V・ファレル

千九百六十八年三月二十七日

ニカラグアのために

G・ラング

千九百六十八年三月二十九日

ナイジェリアのために

B・アクボロド・クラーク

ノールウェーのために

E・ハンブロー

千九百六十八年三月二十九日

パナマのために

ペルーのために

カルロス・マッケエニエ

千九百六十八年三月三十日

ポルトガルのために

ドゥアルテ・ヴァス・ピント

ルワンダのために

カバンダ

千九百六十八年三月二十一日

シエラ・レオネのために

スペインのために

スウェーデンのために

B・F・ビルネル

千九百六十八年三月二十九日

スイスのために

B・トゥレットイニ

千九百六十八年三月二十九日

メキシコのために

オランダのために

千九百六十八年三月二十九日

トーゴのために

A・J・オヒン

千九百六十八年三月二十七日

トリニダード・トバゴのために

P・V・J・ソロモン

千九百六十八年三月二十九日

テュニジアのために

マフムード・メステイリイ

千九百六十八年三月二十九日

ウガンダのために

E・オテマ・アリマディ

千九百六十八年三月二十八日

ソヴィエト社会主義共和国連邦のために

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合

王国のために

キャラドン

千九百六十八年三月二十九日

タンザニア連合共和国のために

A・B・C・ダニエリ

千九百六十八年三月二十八日

アメリカ合衆国のために

ウィリアム・B・ブファム

千九百六十八年三月二十一日

ヴェネズエラのために

ベドロ・スロアガ

千九百六十八年三月二十八日

ベネズエラのために

ベドロ・スロアガ

千九百六十八年三月二十八日

ベネズエラのために

ベドロ・スロアガ

千九百六十八年三月二十八日

ベネズエラのために

ベドロ・スロアガ

千九百六十八年三月二十八日

ベネズエラのために

ベドロ・スロアガ

千九百六十八年三月二十八日

国際水路機関条約の締結について承認を求

めるの件

国際水路機関条約の締結について、日本国憲法

第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会

の承認を求める。

理由

この条約は、国際水路機関を設立し、世界の海

運の水路官庁間の協調、水路業務に関する情報

及び資料の交換、水路図誌の国際的統一等を促進

することを内容としており、わが国がこの条約の

当事国となることは、わが国の水路業務の発展及

び国際協力の見地から望ましいと考えられる。よ

つて、この条約を締結することとした。こ

れが、この案件を提出する理由である。

国際水路機関条約

この条約の締結政府は、

水路図誌を改善することにより全世界の航海を

一層容易かつ安全にすることに貢献するため国際

水路局が千九百二十一年六月に設立されたことを

考慮し、

水路業務におけるその協力を政府間の基礎の上

に遂行することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

この条約によつて国際水路機関（以下「機関」と

いう。）を設立する。機関の所在地は、モナコとす

る。

第二条

機関は、諮問的かつ純粋に技術的な性格を有す

る。機関は、次のことを実現することを目的とす

る。

(a) 各国の水路官庁の活動の間の協調

(b) 水路図誌の最大限の統一

(c) 水路測量の実施及び推進の確実かつ効果的

な方法の採用

第三條

この条約の締結政府をもつて、機関の加盟国政

府とする。

(d) 水路業務に関連する科学及び記述海洋学に

用いる技術の開発

第三條

この条約の締結政府をもつて、機関の加盟国政

府とする。

第四條

機関には、次のものがおかれる。

国際水路会議（以下「会議」という。）

理事會が運営する国際水路局（以下「局」とい

う。）

第五條

会議の任務は、次のとおりとする。

(a) 機関の運営及び事業について一般的な指示

を与えること。

(b) 理事会の理事及び理事長を選出すること。

(c) 局が会議に提出した報告を検討すること。

(d) 加盟国政府又は局が提出した技術及び運営

に関するすべての提案について決定を行なう

こと。

(e) 会議に代表者を出した加盟国政府の三分の

二以上の多数による議決で予算を承認するこ

と。

(f) 加盟国政府の三分の二以上の多数による議

決で一般規則及び会計規則の改正を採択する

こと。

(g) (f)に規定する多数による議決で、必要とさ

れるその他の特別規則、特に理事及び局の職

員の地位に関する規則を採択すること。

第六條

1 会議は、加盟国政府の代表者で構成するもの

とし、五年ごとに定期に会合する。会議の臨時

の会合は、いずれかの加盟国政府又は局の要請

により、加盟国政府の過半数による承認を得る

ことを条件として、開催することができる。

2 局は、少なくとも六箇月の予告で会議を招集

する。仮議事日程は、この予告とともに送付さ

れる。

3 会議は、議長及び副議長を選出する。

4 各加盟国政府は、それぞれ一票を有する。ただし、第五條(b)の事項に關する投票においては、各加盟国政府は、自国が保有する船舶のトン数に基づいて設定された等級に應じて定められる数の票を有する。

5 會議の決定は、この條約に別段の定めがある場合を除くほか、會議に代表者を出した加盟国政府の単純過半数による議決で行なう。賛成票と反対票とが同数である場合には、會議の議長は、決定を行なう権限を有する。この単純過半数は、技術決議案に収録すべき決議については、いかなる場合にも、加盟国政府の三分の一以上の賛成票を含むものでなければならぬ。

6 局は、會議の会期と会期との間において、機關の技術的運営に關する問題については、通信によつて加盟国政府の意見を求めることができる。その投票手続は、5に定める手続と同様とする。ただし、その場合の単純過半数は、機關の加盟国政府の總数に基づいて算定するものとする。

7 會議は、その委員会(第七條に規定する會計委員会を含む)を設置する。

第七條
1 機關の會計管理の監督は、會計委員会が行なう。各加盟国政府は、同委員会に一人の代表者を出す。

2 會計委員会は、會議の会期中に會合する。同委員会は、また、臨時の會合を開催することができる。

第八條
局は、第二條に掲げる目的を達成するため、特に次のことを行なう責任を有する。

(a) 各國の水路官庁の間における密接かつ恒久的な提携を確保すること。
(b) 水路業務並びにこれと関連のある科学及び技術に關する問題を研究し、かつ、必要な文献を収集すること。
(c) 加盟国政府の水路官庁の間における水路圖

誌の交換を促進すること。
(d) 有用な文書を配布すること。
(e) 特に水路業務の開設又は擴張を行なつている国に對し要請に應じて指導及び助言を行なうこと。

(f) 水路測量とこれに關係のある海洋學的活動との間の協調を促進すること。
(g) 航海者のため海洋學的知識の應用を普及し、かつ、容易にすること。
(h) 関連する目的を有する國際機關及び科学研究機關と協力すること。

第九條

局は、理事會並びに機關が必要とする技術職員及び事務職員で構成する。

第十條
1 理事會は、この條約及び規則並びに會議が与える指示に従つて、局を運営する。
2 理事會は、會議が選出する三人の理事でそれぞれ國籍が異なるものをもつて構成する。會議は、さらに、これらの理事のうち一人を理事長に選出する。理事の任期は、五年とする。會議の會期と會期との間において理事に欠員を生じた場合には、一般規則で定めるところに従い、通信によつて補欠選挙を行なうことができる。

3 理事長は、機關を代表する。

第十一條
機關の運営に關する細目は、一般規則及び會計規則で定める。これらの規則は、この條約に添附するが、この條約の不可分の一部をなすものではない。

第十二條

機關の公用語は、英語及びフランス語とする。

第十三條

機關は、法人格を有する。機關は、加盟国政府の同意を得ることを条件として、当該加盟国の領域において、機關の任務を遂行し、かつ、その目的を達成するために必要な特権及び免除を享有する。

第十四條

機關の運営に必要な費用は、次のものをもつて支弁する。

(a) 加盟国政府が自国の保有する船舶のトン数に基づいて設定された等級に應じて払い込む通常年次分担金
(b) 寄付金、遺贈、助成金その他の財源。この場合には、會計委員會の承認を得ることを条件とする。

第十五條

分担金の払込みが二年間延滞している加盟国政府は、当該分担金を払い込む時まで、この條約及び規則によつて加盟国政府に与えられるいかなる権利及び利益をも認められない。

第十六條

機關の予算は、理事會が作成し、會計委員會が検討し、かつ、會議が承認する。

第十七條
この條約の解釈又は適用に關する紛争で交渉又は理事會の周旋によつて解決しないものは、いづれかの紛争当事者の要請により、國際司法裁判所長が指名する仲裁人に付託するものとする。

第十八條
1 この條約は、千九百六十七年五月三日にモナコで、その後は千九百六十七年六月一日から千九百六十七年十二月三十一日までパリのモナコ公國公使館で、千九百六十七年五月三日現在において國際水路局の事業に参加している政府による署名のために開放しておく。

2 1にいう政府は、次のいづれかの方法によつてこの條約の締約政府となることができる。
(a) 批准又は承認について留保を附さないで署名すること。
(b) 批准又は承認を条件として署名し、その後批准書又は承認書を寄託すること。
3 批准書又は承認書は、モナコ公國政府に寄託されるためにパリのモナコ公國公使館に提出するものとする。

4 モナコ公國政府は、1にいう政府及び理事長に對し、各署名及び批准書又は承認書の各寄託を通報する。

第十九條
1 この條約は、二十八の政府が第十八條2の規定に従つて締約政府となつた日の後三箇月で効力を生ずる。

2 モナコ公國政府は、すべての署名政府及び理事長に對し、この條約の効力発生の日を通告する。

第二十條

この條約は、効力発生の後は、自国が保有する船舶のトン数を明示してモナコ公國政府に對し加入の申請を行なつた海運國の政府であつて、その加入が加盟国政府の三分の二以上によつて承認されるものの加入のため、開放しておく。モナコ公國政府は、当該申請を行なつた政府に對して加入の承認を通告する。この條約は、当該申請を行なつた政府につき、その加入書がモナコ公國政府に寄託される日に効力を生ずるものとし、モナコ公國政府は、その旨を加盟国政府及び理事長に通報する。

第二十一條

1 いずれの締約政府も、この條約の改正を提案することができる。

2 改正案は、會議が審議し、かつ、會議に代表者を出した加盟国政府の三分の二以上の多数による議決で決定する。改正案が會議によつて承認された場合には、理事長は、これをすべての締約政府に送付することをモナコ公國政府に要請する。

3 改正は、モナコ公國政府が締約政府の三分の二から承認の通告を受領した後三箇月で、すべての締約政府について効力を生ずる。モナコ公國政府は、その旨を、改正の効力発生の日を明示して、締約政府及び理事長に通報する。

第二十二條

1 この條約の効力発生の日から五年の期間が経

過した後は、いずれの締約政府も、モナコ公国政府に対して行なう少なくとも一年の予告でこの条約を廃棄することができる。廃棄は、予告の期間が満了した年の翌年の一月一日に効力を生ずるものとし、また、当該政府が機関の加盟国政府として有したすべての権利及び利益の放棄を伴うものとする。

2 モナコ公国政府は、その受領した廃棄通告を締約政府及び理事長に通報する。

第二十三条

この条約は、効力発生の後、国際連合憲章第百二条の規定に従つて、モナコ公国政府が国際連合事務局に登録する。

以上の証拠として、正当に委任を受けた下名は、この条約に署名した。

千九百六十七年五月三日にモナコにおいて、ひとしく正文である英語及びフランス語による本書一通を作成した。本書は、モナコ公国政府に寄託されるものとし、同政府は、すべての署名政府及び加入政府並びに理事長に対して認証謄本を送付する。

- ドイツ連邦共和国政府のために
- アメリカ合衆国政府のために
- アラブ連合共和国政府のために
- アルゼンティン共和国政府のために
- 政府の承認を条件として
- エドゥアルド・E・ダヴィオウ
- オーストラリア連邦政府のために
- A・H・クーパー
- 批准を条件として
- D・W・ハズラム
- 批准を条件として
- ビルマ連邦政府のために

ブラジル政府のために

エルネスト・デ・M・バプティスタ

カナダ政府のために

ノーマン・G・グレイ

批准を条件として

チリ共和国政府のために

批准を条件として

R・ユレーラ

大韓民国政府のために

李壽榮

批准を条件として

中華民国政府のために

キューバ共和国政府のために

デンマーク王国政府のために

批准を条件として

ヘンリク・マッセン

ドミニカ共和国政府のために

スペイン政府のために

フィンランド政府のために

ヘイッキ・トゥオリ

批准を条件として

フランス共和国政府のために

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合

王国政府のために

G・S・リッチー

ギリシャ王国政府のために

グアテマラ共和国政府のために

インド政府のために

インドネシア政府のために

イラン政府のために

アイスランド政府のために

ペトゥーア・シググアソン

承認を条件として

イタリア共和国政府のために

ルイジ・ディ・パオラ

批准を条件として

日本国政府のために

モナコ公国政府のために

J・フィッソール

ノールウェー王国政府のために

ニュージーランド政府のために

パキスタン政府のために

パラグアイ共和国政府のために

オランダ王国政府のために

批准を条件として

W・ランゲラール

フィリピン共和国政府のために

カイエタノ・バルマ

批准を条件とする全権を有して

ポーランド人民共和国政府のために

ポルトガル政府のために

ジョアン・ラマリーヨ・ローザ

批准を条件として

南アフリカ共和国政府のために

批准を条件として

J・C・ヴァルティアーズ

スウェーデン政府のために

タイ政府のために

トルコ共和国政府のために

ヴェネズエラ共和国政府のために

政府の承認を条件として

ラミロ・P・L

ユーゴスラヴィア人民共和国政府のために

○議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めます。外務委員長北澤直吉君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔北澤直吉君登壇〕

○北澤直吉君 たいま議題となりました二案件につきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、千九百六十八年の国際コーヒー協定は、千九百六十二年の協定にかわるものとして、一九六八年二月十九日、ロンドンで開催された国際コーヒー理事会において、その協定が採択され、署名のため開放されたものでありまして、わが国は、一九六八年三月二十六日、この協定に署名をいたしました。

本協定は、世界におけるコーヒーの需要の均衡及び価格の安定をはかることにより、発展途上国を主とするコーヒー生産国の経済の発展に資することを目的とするものであります。

そのおもな内容は、輸出割当ての設定、生産規制、生産過剰であるコーヒー栽培の耕地を他の農産物栽培に転用させるための多角化基金の設立、非加盟国からの輸入制限、消費増大を促進するための振興計画等について規定いたしております。

昭和四十四年四月二十二日 衆議院會議録第二十九号

千九百六十八年の國際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件外一件 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案外一案

七八二

次に、國際水路機關条約について申し上げます。
世界の航海を一そう安全にする目的のため、各國の水路官庁との間の協調をはかるための國際機關として、わが国も加盟している國際水路局があります。その基本文書であるところの國際水路局規約は、同局の内部規則にすぎないため、現狀に適合しなくなり、かつ、業務遂行上不便の点が生じてまいりました。

そこで、國際水路局を改組して國際水路機關とするともに、名実ともに整った國際機關にするために、一九六七年にモナコで開催された第九回國際水路會議において、本条約が採択され、署名のため、同年十二月三十一日まで開放しておかれたので、同年十二月十九日、パリのモナコ公国公使館において、わが国はこの条約に署名を行なった次第であります。

本条約は、世界の海運の水路官庁間の協調、水路業務に関する情報及び資料の交換、海図等水路圖誌の國際的統一を促進すること等を目的として、國際水路機關を設立し、同機關には國際水路會議と國際水路局とを置くこととし、その任務を明らかにするとともに、執行機關たる理事會の構成及び本水路機關に与えられる特権、免除並びに加盟国が支払う分担金等について規定しております。

本二案件は、ともに二月二十五日外務委員會に付託されましたので、政府から提案理由の説明を聞き、質疑を行ないました。詳細は會議録により御了承願います。
かくて、四月十八日、質疑を終了し、討論を省略して採決を行ないましたところ、本二案件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(石井光次郎君) これより採決に入ります。

まず、日程第二につき採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(石井光次郎君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。次に、日程第三につき採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

日程第四 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(石井光次郎君) 日程第四、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案、日程第五、石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

右

國會に提出する。

昭和四十四年二月十九日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律

石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「販売価格及び生産数量」を「販売価格等」に改める。

第二条第一項中「第三十五条の六第四項」を「第三十五条の十第四項」に改める。

第三条第二項第一号中「昭和四十五年度」を「昭和四十八年度」に改め、同項第四号中「及びその交付に係る採掘権又は租鉱権の放棄により減少すべき石炭の生産数量」を削り、同号の次に次の一号を加える。

四の二 石炭鉱山整理促進交付金又は石炭鉱山整理特別交付金の交付に係る採掘権又は租鉱権の放棄により減少すべき石炭の生産数量

第二十五条第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 石炭鉱業を廃止した会社に対する石炭鉱山整理特別交付金の交付

第二十五条第一項第五号中「の交付に係る採掘権」を「若しくは石炭鉱山整理特別交付金の交付に係る鉱業権」に改める。

第二十六条第二項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 石炭鉱山整理特別交付金の交付の時期及び方法

第二十六条第二項第六号中「の交付に係る採掘権」を「若しくは石炭鉱山整理特別交付金の交付に係る鉱業権」に改める。

第三十五条中「第三十五条の七、第四十四条の二第一項、第四十五条第三項及び第五十条」を「及び第三十五条の十一第一項」に改める。

第三十五条の二の見出しを「(交付金に係る公示)」に改める。

第三十五条の三の見出しを「(交付金に係る債務の弁済)」に改める。

第三十五条の六第一項中「廃止事業者」の下に「又は廃止会社」を加え、「採掘権又は」を「鉱業権又は」に改め、同条第二項中「廃止事業者」の下に「又は廃止会社」を加え、「採掘権の」を「鉱業権の」に改め、同条第三項中「廃止事業者」の下に「又は廃止会社」を加え、同条第四項中「廃止事業者」の下に「又は廃止会社」を加え、「採掘権」を「鉱業権」に改め、同条を第三十五条の十とする。

第三十五条の五の次に次の四条を加える。
(石炭鉱山整理特別交付金の交付)
第三十五条の六 事業団は、石炭鉱業を営む会社が昭和四十四年四月一日から昭和四十六年三月三十一日までの間に解散し、その保有するすべての鉱業権又は租鉱権について放棄による消滅の登録を受けた場合であつて、その会社が次の各号に適合するときは、その会社に対し、石炭鉱山整理特別交付金(以下「特別交付金」という)を交付することができる。

一 昭和四十四年六月一日以後において、鉱業権(租鉱権の租鉱区又は租鉱権の目的となつてゐる鉱床に係るもの及び当該鉱業権に係る鉱区とこれに隣接する鉱区に係る鉱床を一体として開発することが著しく合理的である旨の通商産業大臣の認定を受けた当該鉱区に係るものを除く)についてこれを譲り渡し若しくは譲り受け若しくはその鉱区の増減をし、又は租鉱権についてこれを設定し若しくは租鉱区の増減をしたことがないこと。

二 解散の日前二月以上八月以内にその石炭鉱業を休止したことがないこと。

三 租鉱権を放棄する場合にあつては、その租鉱権の放棄について採掘権者の同意があること。

四 前三号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める基準に適合すること。

2 前項の特別交付金の額は、次の各号に掲げる債務ごとに政令で定める方法により算定した金額

額の合計額とする。

一 当該会社が営んでいた石炭鉱業に従事していた従業員に対し当該会社が解散の日現在において負担する賃金の支払の債務及び貯蓄金の返還の債務(当該貯蓄金に係る利率が政令で定める利率をこえる場合にあつては、当該債務の額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当するものを除く。)

二 当該会社が営んでいた石炭鉱業による鉱害の賠償債務

三 当該会社が営んでいた石炭鉱業に必要なものとして購入した資材のその購入に係る買掛金債務その他通商産業省令で定める債務

四 当該会社が営んでいた石炭鉱業に必要な資金として銀行その他の金融機関から借り入れた借入金債務

(特別交付金に係る公示)

第三十五条の七 事業団は、特別交付金の交付を申請した会社が前条第一項に規定する特別交付金の交付の要件に適合していると認めるときは、すみやかに、当該会社に特別交付金を交付する旨並びに当該会社の同条第二項第二号及び第三号に掲げる債務に係る債権者は六十日以上一定期間内に事業団に対し債権の申出をすべき旨を公示しなければならない。

2 前項の債権者が同項の期間内に同項の申出をしなかつたときは、当該債権については、次条第一項の規定による債務の弁済を請求することができない。

(特別交付金に係る債務の弁済)

第三十五条の八 事業団は、民法第四百七十四条第一項ただし書及び第二項の規定にかかわらず、第三十五条の六第二項の規定により同項各号に掲げる債務ごとに算定した金額について、通商産業省令で定めるところにより、当該特別交付金の交付を受けることとなつた会社(以下「廃止会社」という。)に代わつてその債務の弁済を行なう。

2 前項の通商産業省令には、第三十五条の六第二項各号に掲げる債務の弁済が公平に行なわれることを確保するために必要な事項及び同項各号に掲げる債務の弁済の時期、方法その他の必要な事項を定めておかなければならない。

3 事業団が第一項の規定により債務の弁済を行なつたときは、その弁済を行なつた額について第三十五条の六第一項の規定による特別交付金の交付をしたものとみなす。

(特別交付金を受ける権利の保護)

第三十五条の九 第三十五条の六第一項の規定により特別交付金の交付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

第三十六条第二項中「四十五円」を「五十五円」に改める。

第三十六条の六及び第三十六条の十一中「第七十八円」を「第七十八円第一項」に改める。

第三十六条の二十一に次の二項を加える。

2 前項に規定する資金の貸付けに係る貸付金は無利子とし、その償還期間は、八年(すえおき期間を含む。)をこえない範囲内において政令で定める期間とする。

3 第三十六条の六及び第三十六条の八から第三十六条の十一までの規定は、第一項に規定する資金の貸付けを受けた者について準用する。

第三十六条の二十四第一項中「第三十五条の六第一項ただし書」を「第三十五条の十第一項ただし書」に改める。

第四十条の二中「開発資金」の下に、「第二十五条第一項第十一号に規定する資金」を加える。

第五十三条の二第三号中「第二十七条第三項」の下に、「第三十五条第四号、第三十五条の三第一項、第三十五条の六第一項第四号若しくは第二項第三号、第三十五条の八第一項、第三十五条の十一第一項」を加え、「第三十六条の二十一」を「第三十六条の二十一第一項」に改める。

第五章の章名を「販売価格等の制限」に改める。

第六十三条の次に次の一条を加える。

(販売数量の調整等に関する指示)

第六十三条の二 通商産業大臣は、特定の地域における石炭の生産数量が減少し、又は石炭の流通が円滑を欠く等のため、石炭の需要者に対する石炭の安定的な供給の確保に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、鉱業権者若しくは租鉱権者又は石炭の販売業者に対し、石炭の販売数量の調整又は特定の需要者に対する石炭の供給が不足した場合の措置に係る共同行為を実施すべきことを指示することができる。

2 前項の規定による指示は、共同行為をすべき期間及び共同行為の内容を定めて、告示により行なう。

第六十四条第一項中「前条第二項」を「第六十三條第二項」に、「六月以内とする」を「六月以内とし、前条第二項の共同行為をすべき期間は、一年以内とする」に改め、同条第二項中「前条第二項」を「第六十三條第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前条第二項の共同行為の内容は、次の各号に適合するものでなければならぬ。

一 前条第一項に規定する事態を克服するため必要な程度をこえないこと。

二 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

第六十五条中「又は第六十三條第一項」を「若しくは第六十三條第一項又は第六十三條の二第一項」に改め、「前条第二項各号」の下に「又は第三項各号」を加える。

第六十六条及び第六十七条中「又は租鉱権者」を「若しくは租鉱権者又は石炭の販売業者」に、「又は第六十三條第一項」を「第六十三條第一項又は第六十三條の二第一項」に改める。

第六十八條第一項中「又は第六十三條第一項」を「第六十三條第一項又は第六十三條の二第一項」に改める。

に改める。

第七十八條の見出し中「經理」の下に「の改善等」を加え、同条に次の二項を加える。

2 通商産業大臣は、鉱床の一体的な開発、鉱業施設の効率的な利用その他石炭鉱業の生産又は経営の合理化を図るため、採掘権者又は租鉱権者が相互に協力して事業活動を行ない、又はその事業を一体的に運営することが特に必要であると認めるときは、当該採掘権者又は租鉱権者に対し、必要な勧告をすることができる。

3 通商産業大臣は、前項の勧告をしようとするときは、石炭鉱業審議会の意見をきかなければならない。

第八十四条第一号中「第三十五条の六第二項」を「第三十五条の十第二項」に改める。

附則第二條中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

附則第二條の二中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の日から三十日以内に改正後の第三十五条の六第一項に規定する石炭鉱山整理特別交付金の交付の申請をした会社が昭和四十四年四月一日からその申請の日の前日までの間に解雇した鉱山労働者については、改正後の第三十五条の十一第一項中「特別交付金の交付の申請の日」とあるのは「昭和四十四年四月一日」と読み替えて同項の規定を適用する。

3 石炭鉱業合理化事業団が改正前の第三十六条の二十一の規定により行なつた同条に規定する資金の貸付けについては、なお従前の例による。

理 由

石炭鉱業の現状にかんがみ、石炭鉱業の整備の円滑化を図るため、石炭鉱業合理化事業団に石炭

昭和四十四年四月二十二日 衆議院會議録第二十九号 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案外一案

鉱業を廃止する会社に対する石炭鉱山整理特別交付金の交付を行なわせる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和四十四年二月十九日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律

石炭鉱業再建整備臨時措置法（昭和四十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「軽減する」を「軽減する等の」に改める。

第三条の次に次の二条を加える。

第三条の二 石炭鉱業を営む会社であつて、その掘採可能鉱量が通商産業省令で定める基準に該当するものは、石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第 号）の施行の日後三月をこえない範囲内において政令で定める日までに、前条第一項の認定を受けた会社にあつては、石炭鉱山における保安の確保のための措置に関する事項の追加その他必要な再建整備計画の変更をし、その他の会社にあつては、第二条第一項各号に掲げる事項及び石炭鉱山における保安の確保のための措置について定めた再建整備計画を作成し、これを通商産業大臣に提出して、その再建整備計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。

2 前項の掘採可能鉱量の計算の方法は、通商産業省令で定める。

第三条の三 通商産業大臣は、前条第一項の規定

により認定を受けた旨の請求があつた場合において、その再建整備計画が次の各号に該当し、かつ、その実施が当該会社の経理的基礎及び技術的能力並びに当該会社に対する金融機関の協力の見通しに照らして確実であると認めるときは、当該再建整備計画が適当である旨の認定をするものとする。

一 第二条第一項第一号の計画が石炭鉱業の再建整備を図るため適切なるものであること。

二 第二条第一項第二号から第四号までに掲げる措置又は石炭鉱山における保安の確保のための措置が当該会社の生産の合理化、経営の合理化、資本構成の是正又は石炭鉱山における保安の確保のため適切なるものであること。

2 第三条第二項の規定は、前項の認定について準用する。

第四条第一項中「前条第一項」を「第三条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（再建交付金交付契約）

第四条の二 政府は、第三条の三第一項の認定を受けた会社が次の各号に定めるところにより借入契約又は債務の内容を変更したときは、その変更に係る部分の借入金又は債務の元本の償還及び利子の支払のための交付金を交付する旨の契約（以下「再建交付金交付契約」という。）を当該認定を受けた会社と結ぶことができる。

一 金融機関から昭和四十三年九月三十日以前において借り入れ、昭和四十四年五月一日現在において借入残高のある借入金（償還期間（すえおき期間）を含む。）が一年未満のものとして借り入れたものと並びに石炭鉱業合理化事業団から石炭鉱業合理化臨時措置法第二十六条第九号の二に規定する近代化資金、同項第九号の二に規定する開発資金及び同項第十二号に規定する再建資金として借り入れたもの（再建資金として借り入れたものにあつては、昭和四十二年四月一日以後に借り入れたものに限る。）を除く。次号において同じ。）の

それぞれの借入契約ごとに、昭和四十四年五月一日現在における借入残高に通商産業省令で定める計算の方法により計算した率を乗じて得た金額につき、当該金融機関との間に於いて当該借入契約の内容を変更して、その変更に係る部分の内容を次のイ、ロ、ハ及びニに適合するものとする。

イ 変更に係る部分の借入金の償還期間（すえおき期間を含む。）が昭和四十四年五月一日から起算して十五年となつていないこと。

ロ イの償還期間に含まれるすえおき期間が通商産業省令で定める計算の方法により計算した期間となつていないこと。

ハ 変更に係る部分の借入金の利率が年三分となつていないこと。

ニ 変更に係る部分の借入金の元本の償還及び利子の支払が、元利合計半年賦均等償還の方法その他の通商産業省令で定める方法に従つて行なわれることとなつていないこと。

二 金融機関から昭和四十三年十月一日から昭和四十四年四月三十日までの期間において借り入れ、同年五月一日現在において借入残高のある借入金のうち当該期間における当該会社の石炭鉱業の運営に特に必要な借入金であつた旨の通商産業大臣の認定を受けたもののそれぞれ借入契約ごとに、同日現在における借入残高につき、当該金融機関との間に於いて当該借入契約の内容を変更して、その内容を次のイ及びロに適合するものとする。

イ 変更に係る借入金の償還期間が昭和四十四年五月一日から起算して十五年をこえない範囲内において通商産業省令で定める計算の方法により計算した期間となつていないこと。

ロ 変更に係る借入金の利率並びに元本の償還及び利子の支払の方法がそれぞれ前号ハ

及びニに適合していること。

三 当該会社が営む石炭鉱業の従業員又は従業員であつた者（以下「従業員等」という。）に対し昭和四十四年五月一日現在において負担する貸金の支払の債務（当該会社が昭和四十三年九月三十日以前において負担することとなつたものに限る。）及び貯蓄金（当該従業員等が当該会社に昭和四十三年九月三十日以前において預け入れたものに限る。）の返還の債務（当該貯蓄金に係る利率が政令で定める利率をこえる場合にあつては、当該債務の額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当するものを除く。）の額に第一号の通商産業省令で定める計算の方法により計算した率を乗じて得た金額につき、当該従業員等との間に於いて当該債務の内容を変更して、その変更に係る部分の債務の償還期間並びにその債務の元本の償還及び利子の支払の方法をそれぞれ前号イ及び第一号ニに適合するものとする。

2 前項第三号の規定による変更に係る部分の債務の利率が年三分をこえている場合における同項に規定する当該利子の支払のための交付金の額は、年三分の利率により計算した金額とする。

3 政府が再建交付金交付契約を結ぶ場合における再建交付金交付契約に係る借入金及び債務の元本の額の総額は、千億円を限度とする。

第五条第一項中「（以下「再建整備会社」という。）を（以下「元利補給契約会社」という。）であつて政府と再建交付金交付契約を結んでいる会社（以下「再建交付金交付契約会社」という。）でないもの又は再建交付金交付契約会社に改め、「第三条第一項」の下に「又は第三条の三第一項」を加え、同条第二項中「第三条」の下に「又は第三条の三」を加える。

第六条第一項中「再建整備会社」を「元利補給契約会社」に改める。

第九条の見出しを「(契約の解除)」に改め、同条第一項中「再建整備会社」を「元利補給契約会社又は再建交付金交付契約会社」に改め、「元利補給契約」の下に「又は再建交付金交付契約」を加え、同条第二項中「再建整備会社」を「元利補給契約会社」に改め、同条第三項中「再建整備会社」を「元利補給契約会社又は再建交付金交付契約会社」に改め、「元利補給契約」の下に「又は再建交付金交付契約」を加え、同条第四項中「元利補給契約」の下に「又は再建交付金交付契約」を加える。

第十条第一項中「元利補給契約」の下に「又は再建交付金交付契約」を、「借入金」の下に「又は債務」を、「金融機関」の下に「又は従業員等」を加え、「の一部」を削り、同条第二項中「前項の規定により」の下に「金融機関に対し」を加え、「金融機関が」を「当該金融機関が」に改め、「若しくは委任」を削り、「できなかった元本の額」の下に「(その元本に係る借入金に係る債務の担保に供されていた財産が第四項の通商産業大臣の認定を受けた借入金に係る債務の担保に供された場合にあっては、その元本の額からその担保の提供によつて減少した担保の価額を控除した額。以下この項において同じ。)」を加え、同条に次の三項を加える。

3 第一項の規定により従業員等に対し補償する損失は、当該従業員等が当該債務についてその履行を請求した日から三月を経過してもなお取り立てることができなかった元本の額の二分の一に相当する金額とする。

4 再建交付金交付契約会社が昭和四十九年四月一日以後においてその石炭の生産の事業を廃止した場合において、当該再建交付金交付契約会社が、当該再建交付金交付契約に係る借入金に係る債務の担保に供していた財産(通商産業省令で定めるものに限る。)を担保に供して昭和四十五年三月三十一日までに当該借入金に係る金融機関(通商産業省令で定めるものを除く。)か

ら借り入れた借入金であつてその借入れが石炭鉱業の運営に必要である旨の通商産業大臣の認定を受けたもの(その借入金を借り換えたときは、その借り換えた借入金を含む。)の残高をその事業を廃止した日現在において有しており、かつ、当該金融機関の当該再建交付金交付契約会社に対する資金の融通の状況が通商産業省令で定める基準に適合しているときは、第一項の規定により当該金融機関に対し補償する損失は、第二項に規定する金額に当該残高に相当する金額の範囲内において通商産業省令で定める金額を加えた金額とする。

5 再建交付金交付契約が解除された場合における第一項の規定による損失の補償は、通商産業省令で定めるところにより、分割払いの方法により行なうものとする。

第十一条第一項中「受けた金融機関」を「受け又は受けることとなつた金融機関又は従業員等」に改め、「当該借入金については」を削り、「当該借入金」を「当該損失の補償」に改め、同条第二項中「金融機関」の下に「又は従業員等」を加え、「受けた」を「受け又は受けることとなつた」に、「当該借入金」を「当該損失の補償」に、「二分の一に相当する金額を」を「二分の一に相当する金額(前条第四項の規定により同条第一項の規定による補償金の額が増額された場合にあっては、その残額に二分の一以上において通商産業省令で定める割合を乗じて得た金額)を通商産業省令で定めるところにより」に、「規定による補償金の額」を「規定により補償を受けた金額」に改める。

第十二条第一項中「再建整備会社」を「元利補給契約会社(再建交付金交付契約会社であるものを除く。又は再建交付金交付契約会社(以下「再建整備会社」という。))に改める。

第十七条中「第四条第一項並びに」を「第三条の第二項及び第二項、第四条第一項、第四条の第二項、」に改め、「第六条第二項」の下に「

第十条第四項及び第五項並びに第十一条第二項」を加える。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 石炭鉱業経理規制臨時措置法(昭和三十八年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第五条第一項」を「第十二条第一項」に改める。

理 由

石炭鉱業の現状にかんがみ、その再建整備を促進するため、石炭鉱業を営む会社が負担している債務の償還に充てるための交付金を交付する制度を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めます。石炭対策特別委員長平岡忠次郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔平岡忠次郎君登壇〕

○平岡忠次郎君 たいい議題となりました石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案、並びに石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、石炭対策特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のとおり、深刻な事態にある石炭鉱業の再建整備をはかるため、先般の石炭鉱業審議会の答申に基づき、昭和四十八年度を目標として新石炭対策が実施されることになっておりますが、両案は、いずれもその根幹をなすものであります。まず、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正

する法律案について申し上げます。本案は、石炭鉱業の現状に対応して、石炭鉱業の整備の円滑化をはかりとするものであります。

そのおもな内容は、第一に、石炭鉱業合理化基本計画の目標年度を三年間延長して、昭和四十八年度に改めること。第二に、昭和四十四年四月一日から昭和四十六年三月三十一日までの間に企業ぐるみ閉山を行なつた石炭会社に対し、その会社の従業員関係債務、鉱害賠償債務、買掛金等の債務及び一般金融債務について、政令で定める方法により算定した金額の合計額を石炭鉱山整理特別交付金として交付することができること。

第三に、採掘権者または租鉱権者が毎年石炭鉱業合理化事業団へ納付する納付金の限度額を、トン当たり四十五円から五十五円に引き上げること。第四に、通商産業大臣は、石炭の安定的供給の確保に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、鉱業権者もしくは租鉱権者、または石炭販売業者に対し、石炭販売数量等について共同行為の実施を指示することができること。第五に、通商産業大臣は、石炭鉱業の合理化をはかるため、採掘権者または租鉱権者が協力して事業活動を行ない、または事業の一体的運営が特に必要であると認めるときは、必要な勧告をすることができると等であります。

次に、石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。本案は、石炭鉱業の現状にかんがみ、その再建整備の促進をはかりとするものであります。そのおもな内容は、第一に、一定量以上の採掘可能鉱量を有する石炭会社は、すでに再建整備計画の認定を受けているものは、保安確保に関する事項の追加等について変更を行ない、その他のものは所定の再建整備計画を作成し、通商産業大臣の認定を求めること

昭和四十四年四月二十二日 衆議院會議録第二十九号

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案外一案
米内山義一郎君の質疑

七八六

ができること。

第二に、政府は、再建整備計画の認定を受けた会社が、昭和四十四年五月一日現在において負担する長期金融債務、経過金融債務及び従業員関係債務の各借入れ契約等について、償還期間、利率等、その内容を一定の条件に適合するよう変更したときは、再建交付金交付契約をその会社と結ぶことができること。

第三に、再建交付金交付契約にかかわる借入れ金及び債務の元本の総額は一千億円を限度とする。

第四は、再建交付金交付契約の対象となった借入れ金について、石炭会社が金融機関に差し入れている担保を再活用して、昭和四十五年三月三十一日までに新たに金融を受け、その後、昭和四十九年四月一日以後に石炭の生産事業を廃止したため再建交付金交付契約が解除された場合には、金融機関に対し、担保の解除によって生じた損失を補償すること等であり得る。

両案は、去る三月十八日当委員会に付託され、三月十九日大平通商産業大臣よりそれぞれ提案理由の説明を聴取し、自來、慎重に審査を行ない、四月十八日に至り、質疑を終了し、一括討論に入りましたところ、日本社会党を代表して岡田利春委員より、両案に反対、民主社会党を代表して田畑金光委員より、両案に賛成、公明党を代表して大橋敏雄委員より、両案に賛成の意見が述べられました。

続いて、まず、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案について採決の結果、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、産炭地域中小商工業者に対する中小企業対策の強化、鉱害復旧事業量の大幅増大、無資力調整交付金の拡充、産炭地域振興事業団の機能の拡充強化及び産炭地域地方財政の援助等について、全会一致をもって附帯決議が付されました。

次いで、石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律案について採決の結果、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、将来の炭田開発の展望等を考慮し、企業の実態に即応する新石炭対策の弾力的運用をはかることについて、全会一致をもって附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であり、す。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(石井光次郎君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

国務大臣の演説(沿岸漁業等振興法に基づく昭和四十三年年度年次報告及び昭和四十四年度沿岸漁業等の施策について)

○議長(石井光次郎君) 農林大臣から、沿岸漁業等振興法に基づく昭和四十三年年度年次報告及び昭和四十四年度沿岸漁業等の施策について発言を求められております。これを許します。農林大臣長谷川四郎君。

〔国務大臣長谷川四郎君登壇〕
○国務大臣(長谷川四郎君) 昭和四十三年年度漁業の動向に関する年次報告及び昭和四十四年度において沿岸漁業等について講じようとする施策につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、昭和四十三年年度漁業の動向に関する年次報告について申し上げます。

昭和四十三年の漁業生産量は、七百八十五万トンと、これまでの最高を記録いたしました。水産物に対する需要は、国民所得水準の上昇に伴って増大し、生産の伸びを上回っております。したがって、水産物の輸入は、中高級魚介類を中心に引き続き増加しております。また、水産物の価格は、生産地ではスケソウダラの豊漁の影響もあって前年より五割の上昇にとどまりましたが、消費者価格は、需要の強い中高級魚介類や多獲性魚類の供給量がまだ不十分なこと等により前年より一・五割上昇いたしました。

次に、漁業経営体数は約二十二万八千で、近年の傾向としてはほぼ横ばいであり、しかし、内部では無動力船経営体が増加して、浅海養殖経営体及び動力船経営体が増加しております。漁業就業者数は、前年より二・四割減つて六十万人台を割るとともに、中高年齢層の比率が一そう高まりつつあります。

沿岸漁家の平均所得は百十万円となり、都市勤労者世帯の平均実収入を上回りましたが、一人当たり所得で見れば、都市勤労者よりまだかなり低位にあります。

中小漁業経営では、収益性は、全体として見ると前年よりかなり好転してはおりますが、漁業の種類や経営規模により格差が見られます。

また、大規模漁業経営では、資源の減少や国際的制約のため、最近一般に収益性が低下いたしております。

なお、わが国の漁業をめぐる内外の諸情勢はきわめてきびしいものがありますが、これに対処して国民の必要とする動物性たん白食糧の安定的供給を確保するため、さらに生産の増進につとめることと、あわせて漁業所得の増大をはからなければならぬと考えております。

以上が第一の概要であります。

次に、第二部、沿岸漁業等について講じた施策は、昭和四十二年度を中心としたしまして、おおむね沿岸漁業等振興法第三条に掲げる施策の項目に従って記述したものであります。

最後に、昭和四十四年度において沿岸漁業等につ

いて講じようとする施策について申し上げます。

かたがいま御説明いたしました漁業の動向に対処するために、政府といたしましては、沿岸漁業等振興法の定めるところに従い、四十四年度におきましては、新漁場の開発等水産資源の維持増大、漁港等漁業の生産基盤の整備、水産物の流通加工の合理化、沿岸漁業及び中小漁業の近代化に重点を置いて諸施策の推進をはかることといたしております。

以上、昭和四十三年年度漁業の動向に関する年次報告及び昭和四十四年度において沿岸漁業等について講じようとする施策につき、その概要を御説明いたしました次第であります。(拍手)

国務大臣の演説(沿岸漁業等振興法に基づく昭和四十三年年度年次報告及び昭和四十四年度沿岸漁業等の施策について)に対する質疑

○議長(石井光次郎君) ただいまの発言に対して質疑の通告があります。これを許します。米内山義一郎君。

〔米内山義一郎君登壇〕
○米内山義一郎君 私は、日本社会党を代表しまして、ただいま農林大臣から御説明のあった昭和四十三年年度の漁業白書について質問をいたします。

この白書の中で最も注目しなければならぬ問題は、沿岸漁村の問題と魚類の需給関係と価格の問題であろうと思ひます。白書はこれを明らかにしているのではありませんが、単なる記述にとどまっております。その原因を探究することなく、問題の所在やその本質はことさらに触れようとしていないのであります。水産問題一般の中において、特に沿岸漁村の問題が今日のような崩壊状態にあるのはいかなる理由によるものか、それを明らかにし、同時に、その進むべき方向を明確にし

てこそ、年ごとに発表される白書が、単に漁業関係者だけでなく、広く国民の指針ともなり、大いにその効用を発揮できると思ふのであります。毎年同じような批判を受けながらも、依然として一歩の前進もないのはきわめて遺憾であります。

今次の白書は、沿岸漁業に就業する人口は初めて六十万人を割り、しかも、老人化と婦人化の傾向が強まっていることを明らかにしています。すなわち、六十歳をこえる老年層は一八・三%にも及んでおり、全就業人口の過半は婦人と五十歳以上の高年齢層で占められておるのであります。その反面、三十歳未満の青年層は一七・七%で、六十歳以上層よりも少ないのであります。さらに、二十歳未満の若年層においては四・五%にすぎなく、このことは、このまま推移するならば、遠からずして沿岸漁業は救いがたい困難におちいることを意味し、同時に、これに対応する政策を緊急に要求しているものと判断すべきであらうと思ふのであります。したがって、政府は、この際、特に沿岸漁業振興について長期の展望に立つて、その場を細論するのではなく、計画的にその方法と手段と目標を国民の前に明らかにする責任があると思ひますが、これに対して総理の所信を伺ひたいのであります。

いまさら申すまでもなく、わが民族の生々発展を歴史的に見る場合、その生命力の根源に魚のあったことを見落とすわけにはまいりません。もし欧米のように動物性たん白質食糧を陸上動物によつてまかなうものであったとすれば、その点からいへば、今日のようになんとなく人口をどうにか包容することはできなかつたのであります。しかるに、今日、水産資源の培養、開発、さらにはその利用について、この観点を明確にしていなければならぬ遺憾にたえないのであります。

今日なお、魚類を食生活の中において、いわゆるおかず、すなわち、副食として考える傾向は強いのであります。今後の消費の動向から見ても、わが国の置かれてある地理的な条件から見ても、食糧政策の中において、でん粉質食糧と並んで、畜産、酪農とともに第二の主食糧として明確な位置づけが何よりも重要なことと思ひます。わが国の政治、経済の中において、国民食糧の問題をどのような位置に置くか、そうして、その中において水産問題をどのように位置づけるか、それが計画的な水産振興政策の出発点にならなければならないと思ひます。たとえば、わが国の経済において、鉱工業生産は主人の座にあるとするならば、食糧生産は主婦の座を占めなければならぬものと私は強く主張するのであります。これに對して総理の見解を特にたゞしておきたいと思ひます。

次に、資源の問題であります。

海洋の資源といへども、決して無尽のものではありません。かつてわれわれは、イワシやニシンの大半を肥料にしていたのであります。今日、これらのものはきわめて貴重なものになっております。しかるに、今日までの政策を見れば、その根底に水産資源無尽蔵という思想が払拭されていないのであります。資源の乱獲が放任状態に置かれていてはならず、鉱工業の発展に伴ひ、河川、湖沼等の陸水面のみならず、その公害は海灣までを侵し、漁場の荒廃は果てしなく拡大しております。総理も、サンフランシスコの港内でアメリカ人が今日でもマスなどつて楽しんでおる写真などを見られることもあろうかと思ひますが、世界に例を見ない、このわが国の自然破壊と天然資源荒廃に對して全く手をこまねいておる現状を、総理はどうお考えになるでございましょうか。

私は、天然資源というものは、単に水産資源だけではなく、たとえ一草一木に至るまで前世代からこれを受け継ぎ、これを後世に伝えるべきものであると思ひます。そしてこれは、単に経済の問題ではなく、さらに広く人生との深い関連性を持つものであります。川があつても魚の影もなく、海があつても貝も生息しなくなりつつあるこの

現状は、魚族だけではなく、人間にとつても決して幸福なものではありません。私は、これくらいのことでは、佐藤総理の心がけ一つで解決できるはずのものであるとも考えるし、一國の政治の責任の地位にある人物には、それくらい豊かな心情的であつてしかるべきものと思ふのであります。

(拍手) さて、そういう考えがあり、そうして、それが総理の口から発表され、そうして具体的な政策となつてあらわれるべきものであると思ふのであります。このことに対して総理の所感と方針、政策をお尋ねしたいのであります。

次に、農林大臣にお尋ねすることは、まず、総理によつて資源の培育を阻害しておる一切の公害等を除去した上で、すみやかに漁場の回復をはかり、そうして積極的な資源の培育をはかる問題についてであります。

そのために特に重要でありますことは、陸上と違つて、相手は一見単純には見えますが、大自然でありますので、畜産や農学以上の高度の科学性と大型の技術を必要とするものであるのは当然であります。しかるに、農林大臣の所管である農林水産技術会議なるものは、きわめて観点が低く、依然として水産軽視であり、農林技術偏重の傾向が強いと思はれるのであります。生産の現場から遊離した研究は、いかに質的に高度であつても、これを大量化する技術に発展させ、すみやかに生産と国民生活に寄与するものでなければならぬと思ふのであります。さらには、現場の大衆が苦勞をしてゐる経験は無数にあるのであります。これにも研究機関は積極的に支援と協力を惜しむべきではないと思ひます。民間の多数の経験を集約し、これを総括し、科学的な理論づけをしてこれを現場に返す、このような民主的な試験研究の心がまえと体制を確立することによつて普遍的に技術が普及し、拡大発展を見ることがあります。

次に、流通機構の問題であります。

産地の市場は三%程度の手数料であるのに、生

産物が集中する都市の荷受け市場の手数料は五%にも及んでおるのであります。さらには、生産者の仕切りまでごまかすという今日の複雑怪奇であり、かつ迂回、遠回りに過ぎている流通機構を、もっと簡素にして明瞭なものにしなければならぬと思ふのであります。そうして生産者と消費地をもっと直結するよう、たとえば生産者団体等による消費地の冷蔵庫等を助成、奨励すべきと思いますが、その考えはあるかないかをお尋ねしたいのであります。

さらに、大臣の報告にもありました、スケンウダラ等の多獲魚の利用が不十分であるということでもあります。

今日、数十万トンの可食部分が、直接家畜の飼料になっている現状であります。これは国家的に見ても資源の浪費と思ふのであります。政府としては、これらの水産物の高度利用に對して、積極的な政策をもつて臨むべきであると思ふのであります。政府にはその方針があるかどうかを承りたいのであります。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤作次郎〕

○内閣総理大臣(佐藤作次郎) まず、漁業白書が単に事実の記載のみにとどまつておるとのおしかりであります。私も、国民の漁業に対する最大の関心事は、漁業が振興にあるというところを指摘することではなく、どうしたらその困難な局面を開けるか、その点が聞きたいのだと考えております。そういう意味で、漁業の動向について生きた分析を行ない、今後の施策の方向を示すことは、漁業白書の当然の責務であり、今回の白書がこのことに全然触れておらないというのではあります。今後一そうその内容の充実につとめてまいります。このことをお約束したいと思ひます。

次に、私も、御趣旨のとおり、長期的な観点に立つて水産行政を総合的に推進すべきである、か

昭和四十四年四月二十二日 衆議院會議録第二十九号

沿岸漁業等振興法に基づく昭和四十三年年度年次報告及び昭和四十四年度沿岸漁業等の施策についての演説に対する
米内山義一郎君の質疑 朗説を省略した議長の報告

七八八

ように考えております。ただ、最近の漁業をめぐ
る情勢の変化はきわめて急なものがあつて、かつ、
水産資源の動きや漁場環境が流動的であるといつ
た事情もあり、なかなか確固たる長期見通しを立
てるのはむずかしい条件がありますが、できる限
りの確な長期見通しを立てるよう、この上とも勉
強してまいりたいと考えております。

最後に、水産資源利用についての基本的な考え
方についてお尋ねであります。漁業の主要目的
は、これは何といひましても、国民にたん白食糧
を豊富、低廉、安定的に供給することにある限
り、そうして、供給が急増する需要に追いつか
ず、値上がりし輸入増大を招いている限り、難局
を突破する主たる方向が、未利用資源の開発と有
効利用、沿岸資源の積極的増殖などに求めなけれ
ばならないことは、あらためて申し上げるまでも
ありません。沿岸漁業、遠洋漁業を問わず、今後
とも積極的に水産資源利用について配慮してまい
ります。

お説のとおり、公害から自然を守り、そうして
一木一草といへども世のためになるように、この
上とも努力していかなければなりません。その意
味では、天然資源の確保、これが最も大事なこと
だと思ひます。この点はお説のとおりでありま
す。

以上、お答えをいたします。(拍手)

〔国務大臣長谷川四郎君登壇〕

○国務大臣(長谷川四郎君) 生産対策を推進する

ためにとの御質問でございました。漁業の生産対
策を推進する上で、漁業技術の改良、普及、これ
を進めることが最も重要であります。したがつ
て、水産改良普及事業による水産業の専門技術
員及び改良普及員の活動強化をはかつていくこ
ろでございますが、漁業系統組織においても、現
場に密着した簡易な技術の普及をはじめとして漁
業者の技術指導に当たっていることは、きわめて
望ましいことであると考えておりまして、このた
めには、漁業に対する改良普及員と協力して、漁
民の技術向上のための教育指導事業を充実に行な
おうと指導しているところでございます。

さらに、水産技術会議につきましては、御承知
のように、農林水産業に関する試験研究は、変化
する農林水産業の動向に即応して総合的、効率的
に推進をし、かつ、その成果は円滑に普及に移さ
れる必要があるもので、農林水産技術会議におい
ては、従来とも、そのような方向で努力をしてま
いっているところでございます。

さらに、水産物の価格、これは漁業生産が増大
しておりますが、他面、旺盛な需要の増加とその
内容の高度化の結果、ここ数年上昇の傾向をた
どっております。しかも、生産価格と消費者価格
との格差も開きつつあることは、御指摘のとおり
でございます。これに対する対策といたしまして
は、基本的には、供給量の増大を積極的にはかる
とともに、流通機構につきましても種々問題があ
ると考えられるので、特に本年度の予算をごらん

になればおわかりのように、産地冷蔵庫の施設、
あるいはまた加工施設の建設、冷凍魚の消費普及
等の施策を進めるほか、流通の近代化資金等の融
通によりまして、流通機構の改善、合理化を進め
てまいっているところでございます。

スケソウダラにつきましては、魚介類、特に多
獲性魚の高度利用につきましては従来から各種の
技術開発を進めてまいりましたが、本年度から
は、さらに魚介類について、新しい液化たん白の
開発及び新しい形態の食品の開発研究を強化して
まいりる考え方でございます。

最後に、わが国の沿岸漁業については、現行漁
業法に基づいて漁業権の免許等を行ない、沿岸漁
業に従事する者によって水面の総合的利用をは
かっているところでございまして、近年の漁業技
術の進歩発展、漁船の大型化、近代化等が急速に
進むに及んで漁場利用が複雑化していることも
に、沖合い漁業と沿岸漁業の調整がきわめてむず
かしい問題となつてきておりますので、今後、漁
業秩序の維持に万全を期してまいりる考え方でござ
います。(拍手)

○議長(石井光次郎君) これにて質疑は終了いた
しました。

○議長(石井光次郎君) 本日は、これにて散会い
たします。

午後四時一分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 佐藤 榮作君
外務大臣 愛知 揆一君
農林大臣 長谷川四郎君
通商産業大臣 大平 正芳君
運輸大臣 原田 憲君

○朗説を省略した議長の報告

(報告書受領)

一、去る十八日、内閣から次の報告書を受領し
た。

昭和四十三年度第三・四半期における国庫の状
況

(通知書受領)

一、去る十九日、宇佐美宮内庁長官から石井議長
あて、皇太子妃殿下は、四月十八日午後八時三
十六分御出産、内親王が御誕生になられた旨の
通知書を受領した。

(政府委員退任)

一、昨二十一日、佐藤内閣総理大臣から石井議長
あて、去る十五日付をもって自治省税務局長松
島五郎は消防庁長官に任命され、消防庁長官佐
久間強は退職したので政府委員としての資格を
失った旨の通知を受領した。

(理事補欠選任)

一、去る十八日、内閣委員会において、次のとお
り理事を補欠選任した。

理事 永末 英一君 (理事小澤貞孝君去る十

日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任)

一、去る十八日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

山口 敏夫君 安井 吉典君
赤澤 正道君 野口 忠夫君

地方行政委員

赤澤 正道君 奥野 誠亮君
亀山 孝一君 吉川 久衛君

野口 忠夫君 加藤 六月君
塚田 徹君 渡海元三郎君

山口 敏夫君 安井 吉典君

法務委員

猪俣 浩三君 田中 武夫君
柳田 秀一君 西村 榮一君

河野 密君 檜崎弥之助君
山内 広君 岡澤 完治君

外務委員

宇都宮徳馬君 世耕 政隆君
渡部 一郎君 加藤 六月君

福井 勇君

大蔵委員

北山 愛郎君 佐藤觀次郎君
広瀬 秀吉君 広沢 直樹君

板川 正吾君 野間千代三君
山崎 始男君

文教委員

加藤 勘十君 岡澤 完治君
井上 普方君 西村 榮一君

社会労働委員

広川シズエ君 西村 英一君

農林水産委員

田澤 吉郎君 藤波 孝生君
亀山 孝一君 吉川 久衛君

運輸委員

西村 英一君 箕輪 登君
板川 正吾君 池田 禎治君

大石 八治君 桂木 鉄夫君
佐藤觀次郎君 内海 清君

通信委員

水野 清君 安宅 常彦君
宇都宮徳馬君 加藤 勘十君

建設委員

山崎 始男君 内海 清君
北山 愛郎君 池田 禎治君

予算委員

河野 密君 檜崎弥之助君
猪俣 浩三君 柳田 秀一君

(常任委員補欠選任)

一、去る十八日、議長において、次のとおり常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

赤澤 正道君 野口 忠夫君
山口 敏夫君 安井 吉典君

地方行政委員

山口 敏夫君 塚田 徹君
加藤 六月君 渡海元三郎君

安井 吉典君 亀山 孝一君

奥野 誠亮君 吉川 久衛君
赤澤 正道君 野口 忠夫君

法務委員

檜崎弥之助君 山内 広君
河野 密君 岡澤 完治君

柳田 秀一君 猪俣 浩三君

田中 武夫君 西村 榮一君
加藤 六月君 福井 勇君

外務委員

伊藤惣助丸君 宇都宮徳馬君
世耕 政隆君

大蔵委員

山崎 始男君 板川 正吾君
野間千代三君 沖本 泰幸君

佐藤觀次郎君 広瀬 秀吉君

文教委員

井上 普方君 西村 榮一君
加藤 勘十君 岡澤 完治君

社会労働委員

西村 英一君 広川シズエ君

農林水産委員

吉川 久衛君 亀山 孝一君
藤波 孝生君 田澤 吉郎君

運輸委員

大石 八治君 桂木 鉄夫君
佐藤觀次郎君 内海 清君

西村 英一君 箕輪 登君

板川 正吾君 池田 禎治君

通信委員

宇都宮徳馬君 加藤 勘十君
水野 清君 安宅 常彦君

建設委員

北山 愛郎君 池田 禎治君
山崎 始男君 内海 清君

予算委員

柳田 秀一君 猪俣 浩三君
檜崎弥之助君 河野 密君

(議案提出)

一、去る十八日、議員から提出した議案は次のとおりである。

児童手当法案(山本政弘君外十二名提出)

一、去る十八日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

著作権法案

著作権法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案

(議案受領)

一、去る十八日、参議院から受領した内閣提出案

は次のとおりである。

自然公園法の一部を改正する法律案

首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のた

昭和四十四年四月二十二日 衆議院會議録第二十九号 朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

めの国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

都市再開発法案

(議案付託)

一、去る十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)(参議院送付)

著作権法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出第一〇四号)

文教委員会 付託

自然公園法の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)(参議院送付)

社会労働委員会 付託

都市再開発法案(内閣提出第七六号)(参議院送付)

一、去る十九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

児童手当法案(山本政弘君外十二名提出、衆法第三〇号)

(議案送付)

一、去る十八日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

石炭鉱業経理規制臨時措置法の一部を改正する法律案

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

一、去る十九日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

児童手当法案(山本政弘君外十二名提出)

(質問書提出)

一、昨二十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

日本海上空における米軍偵察機撃墜事件と日米安保条約に関する質問主意書(伊藤惣助丸君提出)

新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案(内閣提出、第五十八回国会開法第四四号)に関する報告書

議案の要旨及び目的

一 議案は、新東京国際空港の建設に資するため、新東京国際空港公団に対して、政府が現物出資を行なうことができることとするもので、主な内容は次のとおりである。

1 政府は必要があるとき、土地又は土地の定着物を出資の目的として、新東京国際空港公団に追加して出資することができるとし、公団はその出資額により資本金を増加することとする。

2 出資の目的とする土地又は土地の定着物の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とすること。

3 評価委員その他評価に関し必要な事項は政

令で定めるものとする。

二 議案の可決理由

本案は、新東京国際空港の建設に資するため、妥当な措置と認めこれを可決すべきものと議決した次第である。

昭和四十四年四月十八日

運輸委員長 砂原 格

衆議院議長 石井光次郎殿

千九百六十八年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

わが国が当事国であつた千九百六十二年の国際コーヒー協定は、一九六八年九月三十日をもつて失効することになつていたので、これに代わるものとしてロンドンで開催された国際コーヒー理事會において一九六八年二月十九日日本協定が採択され、わが国は同年三月二十六日これに署名した。

本協定は、世界におけるコーヒーの需給の均衡及び価格の安定を図ることにより、発展途上国を主とするコーヒー生産国の経済の発展に資することを目的とした千九百六十二年の国際コーヒー協定をさらに効果的にするものであつて、その主な内容は、(一)本協定を運用し、かつ、この協定の実施を監督するため、国際コーヒー機関(以下「機関」といふ)をロンドンに

設立し、国際コーヒー理事會、執行委員會、事務局長及び職員によつてその機能を営むものとする。(二)輸出国は、一九六八年十月一日から、附属書Aに定める基本輸出割当てを有し、理事會は、全世界の輸出及び輸入の見積りを採択し、これを勧告して、年間及び四半期ごとの輸出割当てを決定する。輸出国は、自国の輸出割当ての範囲内で輸出しなければならない。ただし、附属書Bに掲げられている地域(一人当たりの消費量が現在に少ないが将来著しく増大する可能性がある特定の地域であつてわが国も含まれる)は、輸出割当て使用分に算入しない。(三)加盟国において生産されたコーヒーの輸出又は再輸出には有効な原産地証明書又は再輸出証明書が必要とする。(四)加盟国が加工コーヒーを輸出する場合には、生コーヒーを輸出する場合に比較して有利となるような差別的取扱いは執つてはならない。(五)各加盟生産国はコーヒーの生産を国内消費、輸出及び在庫のため必要は数量に調整することを約束する。(六)世界のコーヒーの需要と供給との間の妥当な均衡をもたらし、ために生産を制限することを目的として機関に多角化基金を設立する。(七)理事會は、コーヒーの消費増大を促進するため後援する等について規定している。

本協定は、一九六八年十月一日に暫定的に効力を生じており、同年十二月三十日に確定的に効力を生じているが、わが国については、国際

連合事務総長にこの協定の規定に基づく通告を一九六八年九月五日にしている。前記の日

に暫定的に効力を生じている。その後は、理事会が定めた一九六九年八月三十一日まで

に国際連合事務総長に加入書を寄託することにより確定的に効力を生ずることになっている。

なお、本協定は、一九七二年九月三十日まで効力を有する。

よつて政府は、本協定の締結について日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

わが国がこの協定の加盟国となることは、発展途上国の経済発展に協力せんとするわが国の積極的態度を示すものであり、また、安定した価格によりコヒーの輸入必要量が確保できる等の見地から妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三 本件に要する経費

本件に要する経費は、昭和四十四年度一般会計予算外務省所管国際分担金其他諸費の項に、国際コヒー機関分担金として四百二十五万八千円計上されている。

昭和四十四年四月十八日

外務委員長 北澤 直吉

衆議院議長 石井光次郎殿

国際水路機関条約の締結について承認を求めの件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

世界の海運国の水路官庁間の協調をはかる国際機関としては、一九二一年に設立され、わが国も加盟している国際水路局があるが、その基本文書である国際水路局規約は、同局の内部規則にすぎないため、現状に適合しなくなり、かつ、業務遂行上不便の点が生じてきた。

そこで、国際水路局を改組して国際水路機関を設立し、名実ともに整った国際機関にするため、一九六七年にモナコで開催された第九回国際水路会議において、この条約が採択され、署名のため一九六七年十二月三十一日まで開放しておかれたので、政府は同年十二月十九日パリのモナコ公国公使館においてこの条約に署名を行なった。

この条約は、世界の海運国の水路官庁間の協調、水路業務に関する情報及び資料の交換、海図等水路図誌の国際的統一を促進すること等を目的として国際水路機関(以下「機関」という。)を設立し、機関には国際水路会議(以下「会議」という。)及び理事会が運営する国際水路局(以下「局」という。)をおき、会議及び局の任務、局及び理事会の構成、機関に与えられる特権及び免除、並びに加盟国が支払う分担金等について規定している。

なお、この条約は、二十八の政府が批准書又は承認書を、モナコ公国政府に寄託することによつて締約政府となつた日の後三箇月で効力を生ずることになっている。

よつて政府は、この条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

わが国がこの条約の当事国となることは、わが国の水路業務の発展及び国際協力の見地から望ましいと考えられるので、適切な措置であるとして認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三 本件に要する経費

本件に要する経費は、昭和四十四年度一般会計予算運輸省所管国際民間航空機構等分担金の目中に、国際水路局分担金として四百二十三万五千円計上されている。

右報告する。

昭和四十四年四月十八日

外務委員長 北澤 直吉

衆議院議長 石井光次郎殿

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本法案は、石炭鉱業審議会答申にもとづき、石炭鉱業の整備の円滑化を図るため、石炭鉱業を廃止する会社に対し石炭鉱山整理特別交付金を交付する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 石炭鉱業合理化基本計画の目標年度を、昭和四十五年度から昭和四十八年度に改める。
- 2 石炭鉱業合理化事業団は、石炭鉱業を営む会社が昭和四十四年四月一日から昭和四十六年三月三十一日までの間に解散し、その保有する鉱業権等について放棄による消滅の登録を受けた場合で、一定の条件に適合するときには石炭鉱山整理特別交付金を交付することができる。
- 3 石炭鉱山整理特別交付金の額は、石炭鉱業を営んでいた会社が負担する従業員に対する債務、鉱害賠償債務、買掛金等の債務、金融機関に対する借入金債務の各債務ごとに政令で定める方法で算定した金額の合計額とする。
- 4 採掘権者または租鉱権者が毎年、石炭鉱業合理化事業団へ納付する納付金の限度額を、トン当たり現行四十五円から五十五円に引き上げる。
- 5 通商産業大臣は、石炭の安定的な供給の確保に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、鉱業権者等または石炭販売業者に対し、石炭の販売数量の調整等の共同行為を実施すべきことを指示することができる。
- 6 通商産業大臣は、石炭鉱業の合理化を図るため、採掘権者等が協力して事業活動を行な

昭和四十四年四月二十二日 衆議院會議録第二十九号 議案に関する報告書

い、またはその事業の一体的運営が特に必要であると認めるときは、必要な勧告をすることができ。

7 この法律は、公布の日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、石炭鉱業の現状にかんがみ、石炭鉱業の整備の円滑化を図る措置として有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十四年度石炭対策特別会計予算に、炭鉱整理促進費として百五億三千五百六十九万四千円が計上されている。

右報告する。

昭和四十四年四月十八日

石炭対策特別委員長 平岡忠次郎

衆議院議長 石井光次郎殿

〔別紙〕

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行にあたり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 閉山企業に対する中小商工業者の売掛金債権等については、今回の措置によつてもなお充足されない部分があることにかんがみ、これらの中小商工業者に対し、中小企業金融公庫等から

の特別融資制度の強化など中小企業対策に万全を期すること。

二 新石炭対策の実施にともない、無資力鉱書の激増が予想されることにかんがみ、鉱害復旧事業量の大幅な増大、無資力調整交付金の拡充について十分配慮すること。

三 産炭地域振興対策については、今後の炭鉱閉山に対処し、一層産炭地域振興事業団の機能の拡充強化を図り、関係各省、政府関係機関、地方公共団体等の協力体制を強化するとともに、産炭地域における地方財政の援助、文教、住宅等の施策について特段の措置を講ずること。

石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、石炭鉱業審議会の答申にもとづき、石炭鉱業の再建整備を促進するため、再建交付金を交付する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 石炭鉱業を営む会社で掘採可能鉱量が通商産業省令で定める基準に該当するものは、すでに再建整備計画の認定を受けている会社にあつては、保安確保のための措置に関する事項等を追加し、その他の会社にあつては、新たに計画を作成しこれを通商産業大臣に提出して認定を求めることができる。

2 政府は、再建整備計画の認定を受けた会社が、昭和四十四年五月一日現在において負担する長期一般金融債務(昭和四十三年九月三十日以前に借入れたもの)、経過金融債務(昭和四十三年十月一日から昭和四十四年四月三十日まで借入れたもの)及び従業員関係債務の各借入契約等について、償還期間、利率等その内容を一定の条件に適合するよう変更したときは、その変更に係る部分の借入金等の元本の償還及び利子の支払のための交付金を交付する再建交付金交付契約を会社と結ぶことができる。

3 再建交付金交付契約に係る借入金及び債務の元本の額の総額は、一千億円を限度とする。

4 再建交付金交付契約会社が、昭和四十九年四月一日以後において石炭生産の事業を廃止した場合その会社が再建交付金交付契約に係る借入金債務の担保に供していた特定の財産を担保にして、昭和四十五年三月三十一日までに当該借入金に係る金融機関から借入れた借入金であつて、その借入れが石炭鉱業の運営に必要である旨の通商産業大臣の認定を受けたものの残高を事業廃止日現在において有しており、かつ、当該金融機関の当該会社に対する資金融通状況が一定基準に適合しているときは、当該金融機関に対し、補償する損失は、取立不能の元本の二分の一相当額に残

高相当額の範囲内で通商産業省令で定める金額を加えた金額とする。

5 その他、再建交付金交付契約会社を新たに法律の対象とすることに伴い、必要となる関係規定の整備を行なう。

6 この法律は、公布の日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、石炭鉱業の現状にかんがみ、その再建整備を促進するための措置として有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十四年度石炭対策特別会計予算に、石炭鉱業経理改善対策のうち、再建交付金として、三十六億六千八百十八万円が計上されている。

右報告する。

昭和四十四年四月十八日

石炭対策特別委員長 平岡忠次郎

衆議院議長 石井光次郎殿

〔別紙〕

石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、新石炭対策の実施にあたり、将来の炭田開発の展望等を考慮し、企業の実態に即応しつつ、弾力的にその運用を図るべきである。

衆議院會議録第二十七号中正誤

ページ	段 行	誤	正
七四四	二 四	シビルメニマム	シビルミニマム
七四四	二 〇	施設の	施設や
七四九	二 二	いふのは	いふのには
七五二	三 一四	どのような	どのように

昭和四十四年四月二十二日 衆議院會議録第二十九号

七九四

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 四十円

(送料別)

発行所

東京都港区赤坂裏町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四一(大代)